

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条、大規模地震対策特別措置法第6条第1項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項の規定により、諏訪市の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災など震災の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

- 1 市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関、事業所及び住民がそれぞれの役割を認識し、相互に協力する体制
- 2 市災害対策本部及び現地災害対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防に関する計画
- 3 地震情報の収集伝達、災害情報等の収集、避難、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他災害対策に必要な計画

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条、大規模地震対策特別措置法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき諏訪市防災会議が作成する「諏訪市地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震に対処すべき事項を中心に定める。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定できうる事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

資料編 ・ 諏訪市防災会議条例

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本市は、活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然条件と近年の中心市街地の密集化、高齢者等要配慮者の増加、情報化等という社会的条件をあわせもち、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講じる必要がある。

地震関係の自然的条件においては、本章第4節、第5節で定めるとおり、活断層が公表されており、また、過去における地震被害が記録されている。

- 1 防災対策を実施するに当たっては、次の3段階を基本とし、それぞれの段階において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策を講ずる。特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念及び施策の概要とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の充実を図る。

- (1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的見地を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に分配する。

(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

(ア) 発災の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 発災直後においては、災害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を早期に実施するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

(オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

(カ) 被災者等への確かつ分りやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

(ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心として被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。

(ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物

価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

(コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。

(ク) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地域の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

(イ) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

(ロ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

(ハ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。

(ニ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

(ホ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

(ヘ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

ウ 市、県、防災関係機関は、お互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、次の事項を基本とし必要な措置を講じる。

(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災向上を図るため、防災会議への委員の任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

3 住民は、災害初期においては「自らの身の安全は、自らが守る。」を認識し、地域、職場等においてお互いに協力し合い、常日ごろから、災害時を念頭においた次の防災対策を平常時から講ずるものとする。

(1) 災害への備えとして、住居や所有する建築物、敷地、私道、農地・林野等の安全を確保する。

(2) 非常時のため、少なくとも3日分程度の食料、水、その他生活必需物品の備蓄を進める。

(3) 自ら居住する地域において、被災者の支援、避難拠点での活動、その他支援を必要とする人の支援を行う。

- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

風水害対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

第4節 防災面からみた地域の概要

第1 地質

フォッサマグナ地帯の西縁を画する糸魚川-静岡構造線の西側に位置する諏訪盆地は、現在も引き続いて活動していると考えられる諏訪構造帯の断層運動によって形成された構造盆地である。盆地の東側に当たる立石町、茶臼山地籍に見られる3～4段の階段状地籍などは明らかな断層によって形成されたものであり、このほかにも山麓には部分的に断層崖といえる地形が断続的に追跡される。この作用によって形成された諏訪盆地は、盆地中央に向かって階段状に陥没している。盆地に流れ込む上川、宮川などの河川の堆積作用によって沖・洪積層が形成されているが、盆地の中央部で最も深く堆積しており、上川河口では400m近くも堆積していることが推定される。また、この沖・洪積層の間に三つの軽石層が見いだされる。

地盤が軟弱なため、ひとたび地震が発生すると多くの災害を被ることが予想される。

第2 活断層

長野県の活断層としては、①長野盆地西縁断層帯、②糸魚川-静岡構造線断層帯（北側）、③糸魚川-静岡構造線断層帯（南側）、④糸魚川-静岡構造線断層帯（全体）、⑤伊那谷断層帯、⑥阿寺断層帯、⑦木曽山脈西縁断層帯、⑧境峠・神谷断層帯が存在する。

諏訪市は、日本を内帯と外帯に分ける中央構造と、日本を東北と西南日本に分ける糸魚川-静岡構造線の交わる場所に位置しており、本市周辺には、糸魚川-静岡構造線断層帯が確認されている。

「新編日本の活断層（1991）：東大出版会」によれば本市周辺に分布する活断層は9つあり、このうち以下3つの断層は市内に分布している。「霧ヶ峰断層群」は霧ヶ峰一帯に北西方向に断続的に連続して分布している。この断層は1000年にメートル単位で活動している活動度の高い断層であり留意が必要である。

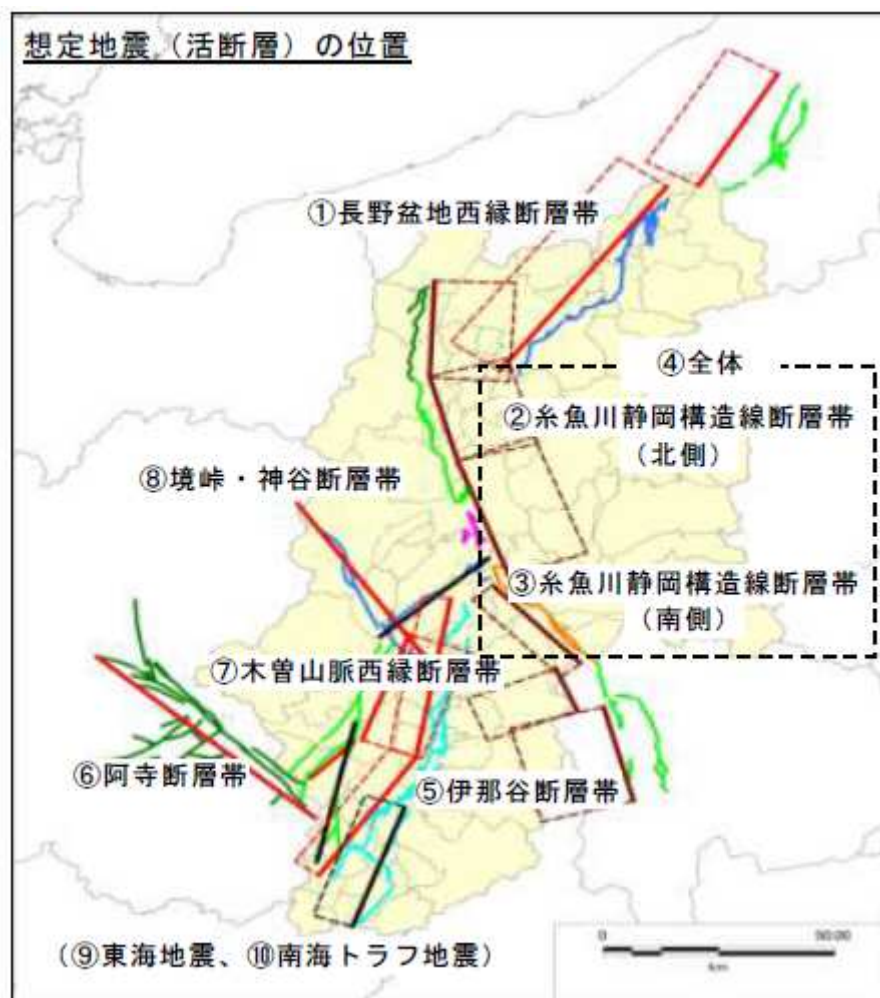
「上諏訪断層群」と「諏訪湖南岸断層群」は断層盆地である諏訪盆地の形成に係わった活断層である。上諏訪断層群は盆地の北東側を縁取って北西から南東に断続し、諏訪湖南岸断層群は盆地の南西側を縁取って北西から南東に断続する活断層である。断層に沿って断層崖が形成されており、上諏訪断層群では立石町、茶臼山付近の入り組んだ地形が形成されている。いずれの断層群についても活動度については、はっきりしたことは分かっていない。

第3 自然的条件にみる災害の要因

本市のおかれた自然的環境は、概して厳しく、それが人為的な諸要因と関連して災害へ発展する素因が常に内在しているが、特に、地震の可能性については、糸魚川-静岡構造線断層帯（南側）の活断層による地震の発生が予想される。

また、本市は、東海地震に備えて、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律

第73号) による地震防災対策強化地域に指定されている。



第5節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設置された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

想定地震の諸元

地震名	長さ (km)	マグニチュード		想定ケース※
		Mj	Mw	
長野盆地西縁断層帯の地震 ①	58	7.8	7.1	4ケース
糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	北側 ②	84	8.0	1ケース
	南側 ③	66	7.9	
	全体 ④	150	8.5	
伊那谷断層帯(主部)の地震 ⑤	79	8.0	7.3	4ケース
阿寺断層帯(主部南部)の地震 ⑥	60	7.8	7.2	2ケース
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震 ⑦	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部)の地震 ⑧	47	7.6	7.0	4ケース
想定東海地震 ⑨		8.0	8.0	1ケース
南海トラフ巨大地震 ⑩		9.0	9.0	基本、陸側ケース
陸側地震については、破壊開始点や強振動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震(南海トラフ巨大地震)では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。				



第3 想定地震に基づく予測及び被害想定

地震による各ケースの被害一覧(長野県全体)

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震							海溝型地震						
				長野盆地西縁 新隆帯の地震 (ケース3)	糸魚川-静岡 構造線断層帯 の地震(全体)	糸魚川-静岡 構造線断層帯 の地震(北側)	糸魚川-静岡 構造線断層帯 の地震(南側)	伊那谷断層帯 (主部)の地震 (ケース3)	阿寺断層帯 (主部南端)の 地震 (ケース1)	木曾山脈西縁 新隆帯(主部 北部)の地震 (ケース1)	埴峠・神谷断 層帯(主部)の 地震 (ケース1)	想定東海 地震	南海トラフ 巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ 巨大地震 (特別ケース)			
建物被害 (全壊)	液状化による被害	全壊	棟	440	630	180	170	140	*	*	20	130	20	110	240		
	揺れによる被害※1	全壊・夏	棟	27,760	79,880	9,660	26,810	14,770	100	2,230	1,630	0	*	1,230			
		全壊・冬	棟	33,550	81,840	10,570								1,260			
	断層変位による被害※2 (揺れによる被害の内数)	全壊	棟	6,900	10,380	1,830	6,130	2,980	*	*	40	80					
		土砂災害による被害※3	全壊・夏	棟	840	1,880	730	660	900	40	340	280	40	80	760		
	地震火災による被害	全壊・冬	棟	810	720												
		冬深夜強風	棟	930	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		夏12時強風	棟	1,110	1,120	0	470	320	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建物全壊棟数 計	冬18時強風	棟	6,150	13,590	300	3,530	1,730	0	110	0	0	0	0	0	0	
		冬深夜強風	棟	35,740	84,350	11,470	27,650	15,810	140	2,590	2,050	60	190	2,260			
		夏12時強風	棟	30,150	83,510	10,570	28,120	16,130	140	2,590	2,040	60	190	2,230			
冬18時強風		棟	40,960	97,940	11,770	31,180	17,540	140	2,700	2,050	60	190	2,260				
冬深夜		人	2,270	5,610	720	1,890	1,130	10	220	140	20	30	110				
人的被害※4 (死者数)	建物倒壊による被害	夏12時	人	2,140	6,900	680	2,040	1,500	10	370	320	10	20	90			
		冬18時	人	2,110	5,310	650	1,870	1,200	10	250	140	10	20	100			
		冬深夜	人	160	450	50	160	70	10	30	20	20	30	50			
	土砂災害による被害	夏12時	人	130	260	30	120	50	20	20	20	10	20	30			
		冬18時	人	130	330	40	120	50	20	20	10	10	20	30			
		冬深夜	人	80	180	60	60	80	20	30	20	10	60				
	火災による被害	夏12時	人	50	120	40	40	50	20	20	20	*	40				
		冬18時	人	60	140	50	50	60	20	20	20	*	10	50			
		冬深夜強風	人	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人的被害※4 (負傷者数)	死者数 計	夏12時強風	人	10	30	0	20	*	0	0	0	0	0	0	0	0
			冬18時強風	人	80	150	*	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0
冬深夜			人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
建物倒壊による被害		夏12時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
		冬18時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
		冬深夜強風	人	2,350	5,790	790	1,950	1,210	20	240	160	20	40	180			
建物倒壊による被害		夏12時強風	人	2,210	7,060	720	2,100	1,550	10	390	340	10	20	130			
		冬18時強風	人	2,250	5,600	710	1,950	1,270	10	270	160	10	30	150			
		冬深夜	人	15,880	37,540	6,050	12,710	11,170	280	3,120	1,780	370	760	4,370			
人的被害※4 (負傷者数)		夏12時	人	12,550	30,930	4,560	11,290	8,440	230	2,320	1,360	300	620	3,270			
		冬18時	人	13,790	33,080	5,160	11,310	9,650	220	2,660	1,540	280	580	3,630			
	冬深夜	人	2,590	9,520	1,130	2,580	1,260	160	600	520	370	730	1,210				
	夏12時	人	2,290	4,550	890	2,180	1,030	130	510	450	300	590	960				
	冬18時	人	2,100	7,140	830	1,960	970	120	470	380	280	550	890				
土砂災害による被害	冬深夜	人	90	220	80	80	90	20	30	30	*	10	80				
	夏12時	人	70	160	50	50	70	20	20	20	*	10	50				
	冬18時	人	80	180	60	60	80	20	30	20	*	10	60				

[illegible]

※1:照れによる建物破壊については、非表雪・特別表雪・表雪では積雪の影響を考慮したため、冬と夏とで被害数が増化する場合があります。

※2:断層変位による被害は、地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、揺れによる全壊被害の内数とする。

※3:土砂災害による全壊建物数は、流れ・液状化による全壊建物との重複処理によって、冬と夏とで被害数が変化する場合があります。

※4：人的版圖は概九割を占拠した増口を小す。
※5：誕生二日後の城塞状況を記載した。

※6:発生直後の冬18時強風での被害状況を記載した。(都市ガスを除き、冬深夜・夏12時・冬18時で同じ結果となった。)

※7：停止要給供に占める割合の逆算した。逆算した割合を要給供に占める割合とした。

※8:停電の影響(商用電源を用いる電話機を固定電話に接続して停電の影響を受ける場合)が100%の場合を示す。

※※: 割合(率)を除き、帳番数は一の位で四捨五入している。そのための合計が言わない場合がある。 * はわずかに帳番がめんどくさくを示す。

第4 地震に関する災害特性を踏まえた本市における防災上の問題と課題

本市の防災上の問題点と課題は以下のように整理される。

- 1 市内には上諏訪断層群、諏訪湖南岸断層群、霧ヶ峰断層群の3つの断層が通過している。これに加え周辺には、山梨県の釜無山断層群、松本市の牛伏寺断層群などいくつかの断層が存在する。また、諏訪の盆地地形は地震被害の危険をはらんでいる。(1847年の善光寺地震による長野市の山崩れ・河川のせき止めと決壊洪水による大被害、1985年のメキシコ地震によるメキシコ市の大被害は、いずれも盆地構造に起因した例である。) 東日本大震災以降、「活断層」や「直下型地震」に対する地震想定が見直され、一般にも地震に対する関心が高まっており、これらについての適切な知識を普及していくことが大切である。

このためには、国等が実施している最新の調査結果を取り入れたパンフレットを発行したり、郷土の自然を理解するための理科の教材として取り上げること等が有効である。

また、市内に活断層が分布する自治体として、国や県に協力して活断層に関する調査研究を進めるとともに、災害に強い防災体制の確立や災害に強い安心・安全なまちづくりを図ることが必要である。

2 災害時の地区の孤立化

山間部は道路幅員が狭隘なため、斜面崩落、路面の陥没などによって交通手段としての道路が寸断され、孤立する地区が発生する可能性がある。

このような場合に備えて、今後も防災無線等通信設備の配備拡充や救護救援のための拠点施設の整備を進めるとともに、被害状況の迅速な把握のための体制を整備し、災害対策本部において市全体の状況を把握し、適切な判断・調整を行うことができるような体制づくりに努めることが大切である。

3 観光客に対する支援体制

市内には、多くの観光客が訪れる施設が分布している。観光客は市内の地理に不案内であるため、避難施設や病院等への移動することが困難であることが考えられる。このため、観光施設では発生時に観光客を把握し、的確に避難誘導することが出来る体制を整える必要がある。

また、市としても災害時応急対策を市民だけでなく、諏訪市に滞在する観光客等を含めて実施することができる計画を策定することが大切である。

4 低地部における耐震対策の推進

被害想定では建築物被害や影響下の被害が低地部に集中して発生することが予想される。このため建築物の耐震化や不燃化をさらに徹底的に進めるとともに、広いオープンスペースを確保するなど防災の際の余地の確保や耐震性貯水槽の整備、狭隘道路の拡幅、避難所設置の見直し、避難路の整備の推進などにより、被害の発生を最小限にとどめるための対策が必要である。

液状化に対しては上下水道、電話といったライフライン施設や建築物、道路に対して地盤改良や配管、管渠の耐震化を図る。

また、ライフラインや道路などは複線化によって被災の際のバックアップ

が可能な体制の整備を図る。

5 住民の防災活動への参加

大規模な災害時においては、市職員だけで対応することは困難で、各種の関係機関及び団体等との連携が重要であるが、加えて、地域住民や自主防災組織等の防災活動への協力が不可欠である。したがって、普段からの組織育成や防災意識の向上等を図り、災害時の応急活動を円滑に行えるよう体制づくりを推進する。

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強い安全安心なまちづくり

【関係機関】

第1 基本方針

本市における構造物、施設等について、防災基本計画、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 主な取組み

- 1 施設等の耐震性を確保し、地域保全機能の増進等地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強い安全安心なまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い市土づくり

【市が実施する計画】

- (1) 総合的、広域的な計画の策定に際し、地震災害から市及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの市土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (4) 東海地震、南海トラフ地震を対象に国が策定した地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。
- (5) 地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それぞれに基づく減災目標を設定し、関係機関、住民が一体となって効果的、効率的な地震防災対策の推進に努める。
- (6) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適正な維持管理に努める。

【関係機関（交通・通信施設管理機関）が実施する計画】

鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

2 地震に強いまちづくり

【市が実施する計画】

(1) 地震に強い都市構造の形成

ア 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

ウ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 建築物等の耐震化

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。特に防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効率的な実施に努める。なお、本市は東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域であり、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

イ 住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震改修等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安全確認、住民の避難、救命、救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に医療機関等人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を図る。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、

電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(4) 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

ア 災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

イ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

エ 民間事業者に委託可能な災害対策に関わる業務（被災者情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力の活用にも努めるものとする。

オ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

カ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

キ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

【関係機関が実施する計画】

(1) 地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

(2) 建築物等の耐震化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政機関関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

(3) ライフライン施設の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安全確認、住民の避難、救命、救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化をもたらすことから、電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

イ ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

ウ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

エ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

(4) 地盤、地質の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

ア 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材および人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

イ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

エ 民間事業者へ委託可能な災害対策に関わる業務（被災者情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力の活用に努めるものとする。

資料編 ・ 危険物施設等の状況

第2節 情報の収集・連絡体制計画

風水害対策編第2章第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

第3節 活動体制計画

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第4節「活動体制計画」を準用する。

第1 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

【市が実施する計画】

- (1) 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第2節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。なお、東南海・南海地震については、過去の発生事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員の配備を行う。

また、時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

- (2) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施する。
- (3) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

【防災関係機関が実施する計画】

- (1) 職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。なお、東南海・南海地震については、過去の発生事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員の配備を行う。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

- (2) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施する。

第4節 広域相互応援計画

風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」を準用する。

第5節 救助・救急・医療計画

風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」を準用する。

第6節 消防・水防計画

風水害対策編第2章第7節「消防・水防活動計画」を準用する。

第7節 災害時要援護者支援計画

風水害対策編第2章第8節「要配慮者支援計画」を準用する。

第8節 緊急輸送計画

風水害対策編第2章第9節「緊急輸送計画」を準用する。

第9節 障害物の処理計画

【建設課・都市計画課】

【関係機関・施設管理者】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第10節「障害物の処理計画」を準用する。

第1 主な取組み

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講じる。

第2 計画の内容

【住民が実施する計画】

住民は、自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第10節 避難収容活動計画

【危機管理室・福祉課・教育総務課・都市計画課】

【関係機関、住民】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第11節「避難収容活動計画」を準用する。

第1 主な取組み

地震による火災等を考慮し、安全な避難場所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。

第2 計画の内容

1 避難場所等の確保

【市が実施する計画】

- (1) 避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱等に対し安全な空間となるよう努める。
- (2) 密集市街地には、必要に応じ、広域避難場所を選定確保する。

第 1 1 節 孤立防止対策

風水害対策編第2章第12節「孤立防止対策」を準用する。

第 1 2 節 食料品等の備蓄・調達計画

風水害対策編第2章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

第 1 3 節 給水計画

風水害対策編第2章第14節「給水計画」を準用する。

第 1 4 節 生活必需品の備蓄・調達計画

風水害対策編第2章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

第15節 危険物施設等災害予防計画

【消防本部】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第16節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第1 主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第2 計画の内容

【市が実施する計画】

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、地震災害又は地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性、耐震性の向上を図る。

第 1 6 節 電気施設災害予防計画

風水害対策編第2章第17節「電気施設災害予防計画」を準用する。

第 1 7 節 都市ガス施設災害予防計画

風水害対策編第2章第18節「都市ガス施設災害予防計画」を準用する。

第18節 上水道施設災害予防計画

【水道局】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第19節「上水道施設災害予防計画」を準用する。

第1 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、緊急遮断弁の設置や耐震化を図る。

第2 計画の内容

【市が実施する計画】

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用や緊急遮断弁の設置により、施設整備の推進を図る。

第19節 下水道施設災害予防計画

【水道局】

第1 基本方針

地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

【市が実施する計画】

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設に当たっては、耐震対策を講ずる必要がある。

- (1) 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。
- (2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した地震対策を講ずる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

【市が実施する計画】

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

- (1) 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- (2) 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- (3) 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体

制を確立する。なお、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールにより、他市町村及び応援要請をすることができる。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

【市が実施する計画】

災害時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳の整備・拡充

【市が実施する計画】

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するため、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化等による代替性の確保に努める。

第20節 給湯施設災害予防計画

【水道局】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第21節「給湯施設災害予防計画」を準用する。

第1 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、緊急遮断弁の設置や耐震化を図る。

第2 計画の内容

【市が実施する計画】

管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用や緊急遮断弁の設置を計画的に進め、施設整備の推進を図る。

第21節 通信・放送施設災害予防計画

【危機管理室・企画政策課】

【通信事業者】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第22節「通信・放送施設災害予防計画」を準用する。

第1 計画の内容

【市が実施する計画】

1 防災行政無線について地震対策等

現在設置されている防災行政無線の通信施設については、統制局は耐震性のある建築物に設置され、予備電源の確保もされているが、子局や地域系については、設置状況、予備電源の状況等の調査を行い、不具合のある箇所については所要の対応をとる必要がある。

- (1) 通信機器及び予備電源の取扱いの習熟のため随時点検を行い、訓練等で取扱いに習熟する。
- (2) 各無線局の通信機器はデジタル化に併せ可能な限り小型軽量化を図り、また、据え付けに当たっては転倒・揺れ止め施工を確実に行うなど、耐震性を強化し災害予防対策を図る。

2 電信電話施設災害予防

【市が実施する計画】

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策により危機管理体制を整備する必要がある。また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要になることから、東日本電信電話株式会社等との相互の連携の強化を図る。

【東日本電信電話株式会社が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現に向けて次の施策を逐次実施する。

- (1) 建築・鉄塔及び端末機器等の耐震対策
 - ア 震度7でも通信施設の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震改修を実施する。
 - イ 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。
- (2) 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保と液式鉛蓄電池をシール蓄電池に随時更改し、停電対策強化を図る。
- (3) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。
- (4) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。
- (5) 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。
- (6) 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対

策の指揮・指導する立場の責任者まで拡大する。

(7) 特設公衆電話の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた特設公衆電話設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

(8) 被災状況の早期把握

ア 調査活動・情報発信を迅速に行うため、モバイル端末等を活用した被災状況収集システムの検討・作成

イ 通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

(9) 危機管理、復旧体制の強化

ア 社内情報連絡ツールの充実

イ 災害発生直後に出動できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

(10) 電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の装備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

第22節 鉄道施設災害予防計画

風水害対策編第2章第23節「鉄道施設災害予防計画」を準用する。

第23節 災害広報計画

風水害対策編第2章第24節「災害広報計画」を準用する。

第24節 土砂災害等の災害予防計画

風水害対策編第2章第25節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する。

第25節 防災まちづくり計画

風水害対策編第2章第26節「防災まちづくり計画」を準用する。

第26節 建築物災害予防計画

【危機管理室・都市計画課・教育総務課・商工課・観光課・施設管理者】

【建築物所有者等】

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の旧耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀、屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講じる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

【市が実施する計画】

(1) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

市有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(3) 緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

【市が実施する計画】

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

(1) 耐震診断・耐震改修のための支援措置

住宅及び市長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断・改修への助成を行う。

診断義務化の対象建築物への診断費用の助成を行う。（特定既存耐震不適格建築物）

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業により、移転事業の推進を図る。

【建築物の所有者等が実施する計画】

必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る。

3 落下物・ブロック塀等

【市が実施する計画】

- (1) 落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。
- (2) 構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。

本市において、点検、補強等を促す対象物は次のとおりとする。

- ア 道路標識、交通信号機
- イ 枯死した街路樹、庭木等
- ウ 電柱・街路灯
- エ バス停の待合所や農業用の簡易小屋等
- オ 看板、広告等
- カ ブロック塀、石垣
- キ ガラス窓
- ク 自動販売機
- ケ 煙突

【住民等が実施する計画】

- (1) 住民は、外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- (2) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

4 液状化対策

本市で発生が想定されている「糸魚川－静岡構造線」、「伊那谷断層帯」を震源とする地震においては液状化の影響があるとされている。

【市等施設設置者が実施する計画】

公共施設、工場等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ実施するものとする。特に工業用地や住宅団地の分譲等大規模開発に当たっては特段の配慮を行うこととする。

【市が実施する計画】

市は、事業所、個人住宅の所有者に対し、液状化対策の知識の普及に努める。

5 文化財

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における文化財についても、木造のものが多く、震災時の災害対策とと

もに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておく必要がある。

【市が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行う。
- (3) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

【文化財所有者が実施する計画】

- (1) 文化財所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自主防災体制の確立を図る。
- (2) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

資料編 ・ 指定文化財一覧

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

【建設課・都市計画課・農林課】

【関係機関】

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うに当たり、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たっては、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

【市が実施する計画】

大地震の発生による道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の損壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等の対策として、それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震改修を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。
（関東地方整備局）
- (2) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震改修に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震改修を推進する。（関東地方整備局）
- (3) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行う。（関東地方整備局）
- (4) 中央自動車道の構造は、橋梁・土工部からなり、橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るように設計している。日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐

震改修を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(中日本高速道路(株))

- (5) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。(中日本高速道路(株))

- (6) 地震災害等に備え防災訓練を実施する。(中日本高速道路(株))

2 関係機関との協力体制の整備

【市が実施する計画】

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。

市は、この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と応援協定を締結し、協力体制の整備を図る。

災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、市・県の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (2) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(中部地方整備局)
- (3) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市が情報共有できる体制の整備に努める。

資料編 ・ 災害時における応急措置に関する協定

第28節 河川施設災害予防計画

【建設課・消防本部】

【関係機関】

第1 基本方針

河川施設は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の整備を行う。
- 2 出水時の的確な情報収集・提供等の応援体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

【市が実施する計画】

地震による河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等や、これらに伴う護岸・水門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下等の対策として、それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図る。

【関係機関が実施する計画】

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

資料編	・ 重要水防区域	・ 水位観測所
	・ 水防上重要な水門・樋門	・ 雨量観測所
	・ 水防警報指定河川	・ 水位周知指定河川

第29節 ため池災害予防計画

風水害対策編第2章第30節「ため池災害予防計画」を準用する。

第30節 農林水産物災害予防計画

【農林課】

【住民、関係機関】

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱の損壊、農産物集出荷貯蔵施設、農産物加工施設及び養魚施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林水産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産・流通・加工施設の安全性の確保及び健全な森林の育成に向けた森林の整備を推進する。

また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、諏訪農業改良普及センター等を通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林作り指針及び市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

災害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を制定し、諏訪農業改良普及センター等を通じ、予防技術の周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数を経過している施設もあり、施設管理者による耐震診断と補強工事の促進を図る。

【市が実施する計画】

諏訪農業改良普及センター、信州諏訪農業協同組合、諏訪湖漁業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。
- (2) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。
- (3) 新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限にするための安全対策に努める。

【住民が実施する計画】

住民は、生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

また、新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

震災による立木の倒木防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、活断層等の存在を留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策の促進を図る。

【市が実施する計画】

- (1) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- (2) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

【中部森林管理局が実施する計画】

国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。

【住民が実施する計画】

住民は、市が計画的に行う森林整備に協力するとともに、施設の補強等対策の実施に努める。

第31節 二次災害の予防計画

【危機管理室・都市計画課・建設課・農林課・消防本部・施設管理者】

【関係機関】

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の受入れ体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

【市が実施する計画】

(1) 建築物や住宅関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民をまもり、二次災害を防止するため、危険度判定士の養成・認定を行うなど、県による危険度判定制度の整備が進められているため、市は、判定活動に伴う資料を整える等、被災時に迅速な被災建築物の判定が行えるよう、受入体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

余震等による道路・橋梁の被害を防ぐため、市は、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整える。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

【市が実施する計画】

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

【関係機関が実施する計画】

(1) 危険物取扱事業所

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安

員等の研修会等への積極的参加

イ 危険物施設の耐震性の向上

ウ 防災応急対策用資機材等の整備

エ 自衛消防組織の強化促進

オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(2) 火薬類取扱施設の管理者

ア 日ごろから、行政機関、警察署及び消防本部等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておく。

イ 日ごろから、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておく。

(3) 高圧ガス製造事業者等

ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施

イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持

ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施

エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止装置の実施

オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底

カ 警察署及び消防本部等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) (社)長野県LPガス協会

地震発生時に、緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備する。

(5) 液化石油ガス販売業者等

ア 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。

イ 地震発生時の燃料器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する耐震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置する。

ウ 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。

特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある区域及び高齢者世帯等を優先する。

エ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知する。

(6) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加

イ 毒物劇物貯蔵施設の耐久性の向上

ウ 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

【市が実施する計画】

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、洪水等が加わった場合に備え、河川施設の被災後の保全に留意する必要がある。

市は、所管する河川管理施設の耐震性を向上させるとともに、現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策**【市が実施する計画】****(1) 情報収集体制の整備**

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害の発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。

(2) 警戒避難体制の整備

地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

資料編	・ 危険物施設等の状況	・ 重要水防区域
	・ 砂防指定地	・ 水防上重要な水門・樋門
	・ 山腹崩壊危険地区	・ 水防警報指定河川
	・ 崩壊土砂流出危険地区	・ 水位周知指定河川
	・ 土砂崩落危険箇所	・ 水位観測所
	・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	・ 雨量観測所

第32節 防災知識普及計画

【全機関】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第33節「防災知識普及計画」を準用する。

第1 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

【市が実施する計画】

- (1) 住民に対して地震に関する防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ、住民向け講座や防災講演会及びパンフレット等各種広報資料により次の事項の啓発活動を行う。

ア 地震及び津波に関する一般的な知識

イ 地震発生時の地震情報に関する一般的な知識

ウ 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

エ 家具の固定等の対策の内容

オ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

カ 東海地震、南海トラフ地震に関する知識

東海地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域においては、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合のほか、両地震が数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険についても周知する。

- (2) 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震のおそろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきかを体験できる機会を設ける。

第33節 防災訓練計画

風水害対策編第2章第34節「防災訓練計画」を準用し、実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の熟知を図るよう努める。

第34節 災害復旧・復興への備え

風水害対策編第2章第35節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

風水害対策編第2章第36節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

第36節 企業防災に関する計画

【危機管理室・商工課】

【事業所】

本節で定めのないものは、風水害対策編第2章第37節「企業防災に関する計画」を準用する。

第1 主な取組み

施設・設備の耐震診断や点検を定期的を実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。

第2 計画の内容

【事業所が実施する計画】

社屋内外の耐震化・安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するなど、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。

第37節 ボランティア活動の環境整備計画

風水害対策編第2章第38節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

風水害対策編第2章第39節「災害対策基金等積立及び運用計画」を準用する。

第39節 震災対策に関する調査研究及び観測

【全機関】

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究を始め様々な研究が行われているところであるが、近年の住宅地への人口集中、建物の多様化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、結果について指導を受ける必要がある。

第2 主な取り組み

県、各関係機関等と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 実施計画

【市が実施する計画】

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- 2 国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの蓄積に努める。また、その結果について提供等を受け、市の防災計画等に反映させていく。

第40節 観光地の災害予防計画

風水害対策編第2章第41節「観光地の災害予防計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した市及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

地震災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり迅速、的確な被害状況調査を行い、関係機関への報告を行うものとする。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

【市・県・放送事業者が実施する計画】

伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた市、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

2 報告の種類

【市が実施する計画】

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他異常と思われる事態が発生したとき直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

(4) 参集途上における情報収集及び緊急措置

職員は参集途上等において、被害状況や災害状況等の収集を行い、所属長に報告するとともに、所属長は、災害対策本部室に報告するものとする。

また、火災若しくは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、市消防本部、諏訪警察署に通報するとともに、人命救助等適切な行動をとる。

3 被害状況の調査

被害状況の調査は、次表に掲げる担当班が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行う。

また、市は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、長野県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努めるものとする。

調 査 事 項	担 当 部	協 力 機 関
概況速報	本部室	諏訪地域振興局
人的及び住家の被害	本部室	諏訪地域振興局
避難指示等避難状況	本部室	諏訪地域振興局
社会福祉施設被害	福祉対策部	諏訪地域振興局
農・畜・養蚕・水産業被害	経済対策部	諏訪地域振興局・諏訪農業改良普及センター・ 信州諏訪農業協同組合
農地・農業用施設被害	経済対策部	諏訪地域振興局・信州諏訪農業協同組合
林業関係被害	経済対策部	諏訪森林組合・諏訪地域振興局・中部森林管理局南信森林管理署
公共土木施設被害	土木対策部	諏訪建設事務所
都市施設被害	土木対策部	諏訪建設事務所
水道施設被害	水道対策部	諏訪地域振興局
下水道施設被害	水道対策部	諏訪湖流域下水道事務所
給湯施設被害	水道対策部	諏訪保健福祉事務所
廃棄物処理施設被害	市民対策部	諏訪地域振興局
感染症関係被害	福祉対策部	諏訪保健福祉事務所
医療施設関係被害	福祉対策部	諏訪保健福祉事務所
商工関係被害	経済対策部	諏訪地域振興局・諏訪市商工会議所
観光施設被害	経済対策部	諏訪地域振興局
教育関係被害	文教対策部	南信教育事務所
市有財産被害	文教対策部	
水害等速報	本部室	

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・被害認定基準

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・被害認定基準等の様式 ・防災関係機関及び連絡先一覧

(2) 連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、市は直接関係機関に報告し、その後において諏訪地域振興局に報告する。また、県庁舎の被災により県との情報連絡がとれない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

(3) 連絡の実施事項の概要

【市が実施する計画】

ア 被害報告等

- (ア) 第2の2において市が調査機関として定められている事項については、被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により諏訪地域振興局に報告する。なお、火災・災害等即報要領「第3直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。
- (イ) 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は諏訪地域振興局長に応援を求める。
- (ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。
- (エ) 非常参集する職員は登庁途上での被害の発生状況について本部室へ報告する。

イ 地震情報

気象庁地震火山部及び長野地方気象台から、地震発生後地震に関する情報が次のとおり発表・伝達される。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる警報及び予報である。

市は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により住民への伝達を行うものとする。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、揺れにより大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動

階級 1 以上等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度 3 以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。
地震発生から約 1 分半後に、震度 3 以上の地域名をラジオ、テレビ等を通じ発表する。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震源速度を発表した地震に対して、津波予報を行う必要がないことがわかった時点で発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名及び津波の心配なしからなる。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

県内観測点で震度 3 以上、隣接県（新潟・群馬・埼玉・山梨・静岡・愛知・岐阜・富山の各県）内で震度 4 以上、その他の都道府県で震度 5 弱以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度 3 以上が観測された市町村名からなる。

また、震度 5 弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

(オ) 地震情報（地震回数に関する情報）

地震の震央が長野県内及び隣接県内で、活発な群発地震時や余震活動時に、時間当たりの震度 1 以上を観測した地震及び地震計に記録された地震の回数を知らせる。

(カ) 各地の震度に関する情報

県内観測点で震度 1 以上の地震が発生したときには、震源の位置、地震の規模、震度 1 以上を観測した地点名を発表し、防災関係機関に一斉伝達する。

また、震度 5 弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

(キ) 長周期地震動に関する観測情報

震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合に発表する情報。地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分程度で 1 回発表）

6 通信手段の確保

災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活

用を図る。

被害状況の情報に基づき、市は、次の事項を実施する。

- (1) 市防災行政無線等を活用し住民への迅速な周知に努める。
- (2) 携帯電話等移動無線機器を活用し、情報の収集を図る。

第2節 非常参集職員の活動

本節で定めのないものは、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」第2章第37節を準用する。

第1 基本方針

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、市災害対策本部を設置する。

第3 活動の内容

【市が実施する計画】

1 責務

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じた活動体制をとる。

職員は次の動員配備基準により、自主参集又は電話連絡又は職員一斉の防災メール等により参集する。職員の動員配備基準は、次のとおりとする。

(下線部は、自動発令により参集)

種 別		配備基準	配備体制及び処理事項
事前体制	担当課 配 備	■ <u>震度3以上の地震が発生したとき</u>	■企画部本部室(危機管理室) 主に情報収集及び関係機関との連絡、状況の変化による警戒配備への移行準備ほか
	第1次 配 備	■震度3以上の地震が発生したとき	■企画部本部室の職員(※)、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班の職員 ※状況により係員 ①連絡要員を配置 ②情報収集及び関係機関との連絡 ③危険個所の状況確認 ④状況の変化による警戒体制への移行準備ほか ⑤後発地震に対して注意する措置の実施

警戒体制	第2次配備	■<u>震度4以上の地震が発生したとき</u> ■<u>南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき</u>	■企画部本部室、配備検討会及び下記対策部職員 本部室、総務部総務班、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班、防災対策部、文教対策部、福祉対策部の職員ほか ①情報収集及び関係機関との連絡 ②危険個所の状況確認 ③災害本部への移行準備 ④避難所等の開設準備 ⑤南海トラフ地震臨時情報の収集、関係機関の連絡 ⑥諏訪市災害警戒本部への移行準備 ⑦後発地震に対して注意する措置の実施
災害対策体制	第3次配備	■<u>震度5弱以上の地震が発生したとき</u> ■地震により小災害が発生し、応急対策が必要なとき ■南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき ■その他地震により甚大な被害が予想されるとき	■全対策部の係長以上の職員ほか ①被害状況調査 ②応急対策（救助、避難所開設、交通規制等） ③危険地域の災害予防措置 ④第4次配備への移行準備 ⑤南海トラフ地震臨時情報の収集、関係機関の連絡 ⑥諏訪市災害対策（警戒）本部への移行準備 ⑦後発地震に対して注意する措置の実施
	第4次配備	■<u>震度6弱以上の地震が発生したとき</u> ■<u>地震により市内全域に災害が発生したとき</u> ■<u>南海トラフ臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき</u> ■<u>南海トラフ地震が発生したとき</u> ■その他地震により甚大な被害が予想されるとき	■全職員 【災害本部（災害警戒本部・災害対策本部）設置】 ①被害状況調査 ②応急対策 ③復旧対策 ④応援要請 ⑤物資の調達ほか ⑥南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達、関係機関との連絡、防災対策の広報 ⑦後発地震に対して注意する措置の実施

- 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生すると考えられるため、本市で観測された震度が3未満の場合でも「事前配備」をとることとし、国・県等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、「警戒配備」以降の体制とする。
- 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制については「第5章第2節」の記載による。

第3節 広域相互応援活動

【本部室・防災対策部】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」を準用する。

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援消防協定」等の協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

被災した場合、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。

また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正） ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）
東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	・「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定） ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）

第4節 ヘリコプターの運用計画

風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣活動

風水害対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣活動」を準用する。

第6節 救助・救急・医療活動

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

第7節 消防・水防活動

【防災対策部】

【住民、事業所】

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動内容

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

【市が実施する計画】

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

火災発生状況、消火栓、防火水槽等の被害状況及び警察、道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。特に、同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画により重要防御地域の優先等、消防力の効果的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動

を行う。

ウ 応援要請等

- (ア) 速やかな被害状況等の把握を行い、その状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村に対する応援要請等を本章第3節「広域相互応援活動」及び本章第5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。
- (イ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されることから、自主防災組織、住民等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項についての詳細は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

【住民、事業所等が実施する計画】

ア 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他の火災原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。特に道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

本項についての詳細は風水害対策編第3章第8節「消防・水防活動」を準用す

る。

- | | | |
|-----|-----------------------|------------|
| 資料編 | ・ 水防上重要な水門・樋門 | ・ 水防警報指定河川 |
| | ・ 水位観測所 | ・ 水位周知指定河川 |
| | ・ 雨量観測所 | ・ 拠点ヘリポート |
| | ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 | |
| | ・ 重要水防区域 | |

第8節 要配慮者に対応する応急活動

風水害対策編第3章第9節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。

第9節 緊急輸送活動

風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」を準用する。

第10節 障害物の処理活動

風水害対策編第3章第11節「障害物の処理活動」を準用する。

第11節 避難収容活動及び情報提供活動

【本部室・防災対策部・文教庶務班・社会教育班・体育施設班・都市施設班・現地班】

【警察署、水防管理者、県、自衛隊、住民、事業所】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第3章第12節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。

第1 基本方針

地震発生時においては、建築物の破損、火災、道路の亀裂、崖崩れ等地震特有の被害が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。

第2 主な活動

- 1 住民による自主的な避難を行うとともに、市長は適切な避難指示を行う。
- 2 地震特有の被害を勘案した避難を実施する。
- 3 避難所の開設に当たっては、建物の安全性を十分確認する。
- 4 避難の長期化への対処を行う。
- 5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。

第3 活動の内容

1 自主避難及び適切な避難指示の実施

【市が実施する計画】

地震災害特有の同時多発火災に伴う拡大延焼、ガス等危険物の流出、崖崩れ等広域的に身体、生命、財産に被害が及ぶ危険がある場合は、状況に応じ遅滞なく発令する。

【住民が実施する計画】

地震災害は、時期、時間、規模等ほとんどの場合突然発生し、通信手段も一時的に不通となることから、行政機関でも被害状況の把握に手間取り、避難指示の発令のタイミングが遅れることが予想される。このため、住民は、避難が必要と認める場合には、住民自らの判断で自主避難を行うことが重要となる。その場合、区や自主防災組織で事前に決めている避難所や市の指定避難所へ安全な避難経路を選び避難する。

2 地震による被害を勘案した避難の実施

大規模地震が発生した場合は、同時多発火災が発生し、避難経路には倒壊建物や落下物、亀裂等が発生し大変危険な状態となるため、次の事項に留意し避難を実施する。

【住民が実施する計画】

- (1) 地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、直ちにガスやブレーカー等火の始末を済ませた後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、同時多発火災等による輻射熱から安全を確保できる場所にある公園、広場、学校のグラウンド等にまず避難する。

- (2) 当該避難場所でラジオや防災行政無線等から正確な災害情報等を収集し、家族、近隣住民の安否確認をした後、必要により安全が確認された避難所へ移動するものとする。
- (3) 止む無く車両による避難を実施する場合は、地震情報や交通情報を踏まえ、安全運転に心掛けるとともに、駐車をする場合は、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 避難所開設に当たっての安全確認の実施

【市・住民が実施する計画】

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査の結果を市災害対策本部へ報告する。

【市が実施する計画】

報告に基づき、必要により被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣を建築士会支部に要請する。

4 避難の長期化への対処

地震災害の場合は住家の損壊等により避難所生活が長期化することが多いので、本来の施設利用に支障が出ないように必要な対策を行う。

【市が実施する計画】

- (1) 避難所が学校である場合は、立入禁止区域の設定など、避難者と児童生徒の住み分けを行う。
- (2) 他の避難所の避難者の状況を勘案して避難所の設置計画を随時見直しする。
- (3) 学校機能を早期に回復するため。入居者の仮設住宅への早期移行等に努める。

第12節 孤立地域対策活動

風水害対策編第3章第13節「孤立地域対策活動」を準用する。

第13節 食料品等の調達・供給活動

風水害対策編第3章第14節「食料品等の調達・供給活動」を準用する。

第14節 飲料水の調達・供給活動

風水害対策編第3章第15節「飲料水の調達・供給活動」を準用する。

第15節 生活必需品の調達・供給活動

風水害対策編第3章第16節「生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第16節 保健衛生・感染症予防活動

風水害対策編第3章第17節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。

第17節 死体の搜索及び処置等の活動

風水害対策編第3章第18節「死体の搜索及び処置等の活動」を準用する。

第18節 廃棄物の処理活動

風水害対策編第3章第19節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第19節 社会秩序維持、物価安定等に関する活動

風水害対策編第3章第20節「社会秩序維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

第20節 危険物施設等応急活動

風水害対策編第3章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

第21節 電気施設応急活動

風水害対策編第3章第22節「電気施設応急活動」を準用する。

第22節 都市ガス施設応急活動

風水害対策編第3章第23節「都市ガス施設応急活動」を準用する。

第23節 上水道施設応急活動

【上下水道温泉対策班】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るなど、早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

復旧作業については、指定給水装置工事事業者への外部発注や諏訪市水道温泉事業協同組合との協定に基づき行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

【市が実施する計画】

- (1) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (2) 復旧体制の確立を行う。
- (3) 被災の状況により支援要請を行う。
- (4) 住民への広報活動を行う。
- (5) 水道温泉事業協同組合との応援協定に基づき応急措置等の協力を要請する。

1 応急復旧

震災による水道施設被害の影響は、広範囲に及ぶと思われる。応急復旧は、的確な被害状況の把握に基づき、水源から浄水施設に至る給水能力の確保を図り、送・配水幹線、給水拠点までの送水を優先して復旧し、次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧する。

(1) 取水、浄水、配水池施設

当初行った震災調査結果に基づき、給水機能の確保を目途に計画を策定し、速やかな復旧に努めなければならない。

(2) 送・配水管施設

断水地域をできるだけ限定した計画をたてる。管路の応急復旧は原則として浄水場から配水池への導水管、管径300mm～75mmの幹線、管径100mm～75mmの配水管、給水拠点（避難地、避難所）に至る路線を優先し、順次配水調整を行って、断水地域を減少しながら復旧を進める。

(3) 給水管

復旧は原則として送・配水管について行うが、同時に復旧が可能な場合は並行して進めることが望ましい。

(4) 取水、浄水、配水池施設

機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については、専門業者に依頼する。

(5) 送・配水施設並びに給水装備

ア 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、給・配水管の被害が大きい地域においては、特設した仮設給水栓なども利用した給水までの応急復旧をいう。

管路被害が大きく、復旧に長時間を要する場合は、仮設管による通水をする。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階に引き続き、各戸給水を目途に行う。

2 応急復旧用資材、機材並びに人員確保

【市が実施する計画】

(1) 資材

あらかじめ第1次応急復旧に必要な資材を把握する。

(2) 機械・器具並びに復旧要員

災害時には、迅速な対応により作業ができるよう、あらかじめ資料編に掲げる指定工事店に要請しておく。また、状況により役所内にいる水道技術管理者（有資格者）の協力を得る。

【関係機関が実施する計画】

水道温泉事業協同組合は、水道事業者に協力し上水道施設の早期復旧に努める。

資料編	・ 諏訪市水道事業指定給水装置工事事業者一覧 ・ 災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定
-----	--

第24節 下水道施設応急活動

風水害対策編第3章第25節「下水道等施設応急活動」を準用する。

第25節 給湯施設応急活動

風水害対策編第3章第26節「給湯施設応急活動」を準用する。

第26節 通信・放送施設応急活動

風水害対策編第3章第27節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

第27節 鉄道施設応急活動

風水害対策編第3章第28節「鉄道施設応急活動」を準用する。

第28節 災害広報活動

風水害対策編第3章第29節「災害広報活動」を準用する。

第29節 土砂災害等応急活動

風水害対策編第3章第30節「土砂災害等応急活動」を準用する。

第30節 建築物災害応急活動

【総務班・援護班・都市計画班・文教庶務班・生涯学習班・施設管理者】

【建築物所有者】

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

災害発生後、公共建築物は復旧活動の拠点となるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

【市が実施する計画】

- (1) 庁舎、社会福祉施設、市営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (3) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

【市が実施する計画】

- (1) 速やかに被害状況を把握し危険防止のため必要な措置を講じる。
- (2) 建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、県に対し危険度判定士の派遣を要請し、次の安全対策を実施する。
- (3) 必要に応じ、住宅事業の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進する。

〈被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施〉

種 別	実 施 事 項
被災建築物応急危険度判定士による調査	相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
被災宅地危険度判定士による調査	宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努める。

〈判定結果の表示〉

判定結果	色	判定内容
危 険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。
要注意	黄	建物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない。

※判定ステッカーを建物の入口など見やすい場所に張り付ける。

【建築物所有者が実施する計画】

建築物の所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。

3 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

【市が実施する計画】

- (1) 生涯学習班は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。
- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。
- (3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

【建築物所有者が実施する計画】

文化財の所有者は、次の対策を実施する。

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。
- (4) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市町村文化財所管部

局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第31節 道路及び橋梁応急活動

風水害対策編第3章第32節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。

第32節 河川施設応急活動

風水害対策編第3章第33節「河川施設応急活動」を準用する。

第33節 二次災害の防止活動

【本部室・都市施設班・土木庶務班・農政班・防災庶務班】

【住民、関係機関】

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するための応急危険度判定を実施する。
また、道路・橋梁等については、関係機関と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、関係機関と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 3 河川施設の二次災害を防止するため、関係機関と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 山腹、斜面等については、危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物や敷地、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 建築物や敷地関係

【市が実施する計画】

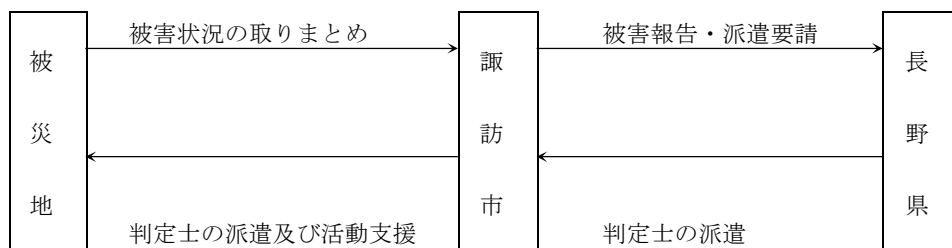
ア 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。

- (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
- (イ) 応急危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
- (ウ) 被災地域への派遣手段の確保
- (エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 被災建築物及び被災敷地に対する応急危険度判定士による調査は、次のとおりである。

種 別	実 施 事 項
被災建築物危険度判定士による調査	相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物危険度判定士を活用した危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
被災敷地危険度判定士による調査	敷地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努める。

ウ 必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる。



エ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

【建築物や敷地の所有者等が実施する計画】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じる。

(2) 道路・橋梁関係

【市が実施する計画】

道路及び橋梁の被害については、風水害対策編第3章第32節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、県に報告し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、風水害対策編第3章第21節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

3 河川施設の二次災害防止対策

地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

【市が実施する計画】

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (3) 災害防止のため応急工事を実施する。
- (4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5) 必要に応じて水防活動を実施する。

4 風倒木対策

【市が実施する計画】

地震発生後の雨により、流路を閉塞し鉄砲水の原因となり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となるため、倒木についても除去等の応急対策を実施する。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

【市が実施する計画】

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るため、県が実施する緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

資料編	・ 危険物施設等の状況	・ 重要水防区域
	・ 砂防指定地	・ 水防上重要な水門・樋門
	・ 山腹崩壊危険地区	・ 水防警報指定河川
	・ 崩壊土砂流出危険地区	・ 水位周知指定河川
	・ 土砂崩落危険箇所	・ 水位観測所
	・ 雨量観測所	
	・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	

第34節 ため池災害応急活動

風水害対策編第3章第35節「ため池災害応急活動」を準用する。

第35節 農林水産物災害応急活動

風水害対策編第3章第36節「農林水産物災害応急活動」を準用する。

第36節 文教活動

【文教庶務班】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第3章第37節「文教活動」を準用する。

第1 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

【市が実施する計画】

学校長等は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等と整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに避難状況を市教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

第37節 飼養動物の保護対策

風水害対策編第3章第38節「飼養動物の保護対策」を準用する。

第38節 ボランティアの受入れ体制

風水害対策編第3章第39節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。

第39節 義援物資・義援金の受入れ体制

風水害対策編第3章第40節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する。

第40節 災害救助法の適用

風水害対策編第3章第41節「災害救助法の適用」を準用する。

第41節 観光地の災害応急対策

風水害対策編第3章第42節「観光地の災害応急対策」を準用する。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

風水害対策編第4章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

風水害対策編第4章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第3節 計画的な復興

風水害対策編第4章第3節「計画的な復興」を準用する。

第4節 資金計画

風水害対策編第4章第4節「資金計画」を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

風水害対策編第4章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6節 被災農林業及び中小企業等の復興

風水害対策編第4章第6節「被災農林業及び中小企業等の復興」を準用する。

第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節 総 則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、大震法の成立以来四半世紀を経過し、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたことから、平成13年度において中央防災会議は東海地震に関する専門調査会を設置して、新たな想定震源域及びこれに基づく想定震度分布等について検討を行い、公表した。その結果を踏まえて、平成14年4月23日には長野県内では本市を含めた13市町村が新たに指定され、これにより、現在県内における強化地域指定市町村は25市町村となった。

このため、市は、東海地震に関連する情報が発表された場合及び東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止する。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 東海地震に関連する情報等の種別と活動体制

1 配備基準

市長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制をとる。

情報の種別	活動体制	配備体制	非常配備要員	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	警戒配備	企画部本部室 総務部総務班 土木対策部 土木庶務班 経済対策部 農政班 防災対策部 係長以上の職員他	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	第2次配備	全職員	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により保育園児、学校の児童・生徒の引渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	第2次配備	全職員	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市内の地震応急対策状況の収集及び県への報告 ・市内における地震応急対策の総合調整及び推進

※ 「東海地震に関する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連す

る情報」をいう。

※ 配備体制及び参集職員の基準は第3章「災害応急対策編」第2節「非常参集職員の活動」第3「活動の内容」の活動体制の基準に準ずる。

2 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

3 東海地震発生のおそれなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。

第2 参集場所

配備職員は、市役所庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従う。

第3 地震災害警戒本部の設置

東海地震予知情報及び大規模地震対策特別措置法第9条に基づき地震災害に関する警戒宣言が発せられた時は、諏訪市地震災害警戒本部を設置する。

1 警戒本部の構成

警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	企画部長、総務部長、議会事務局長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、水道局長、消防課長、教育次長、会計管理者 その他本部長が必要と認めた者
警戒本部室	室長：危機管理室長 副室長：企画政策課長、地域戦略・男女共同参画課長 危機管理室、企画政策課、地域戦略・男女共同参画課、秘書広報課の職員

2 組織及び事務分掌

警戒本部の組織は風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」別表1及び別表2を準用する。

第4 防災関係機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行う。

- ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- ・地震防災応急対策上必要な資機材等の確認

- ・管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておく。

また、その所掌事務について発災時に備えての準備を行う。

資料編 ・ 諏訪市地震災害警戒本部条例

第3節 情報収集伝達計画

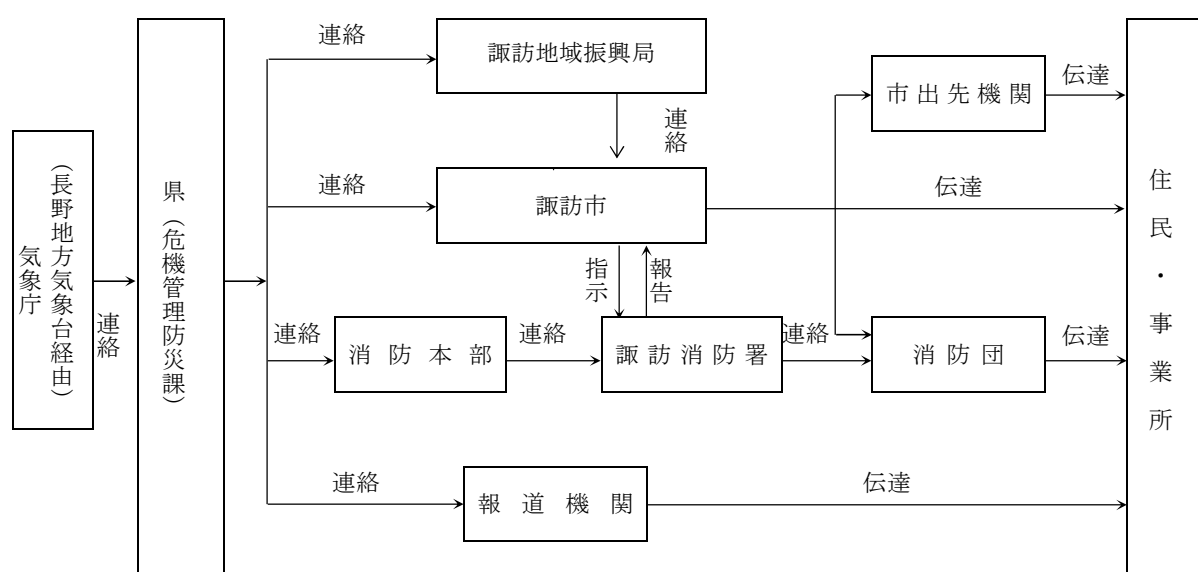
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

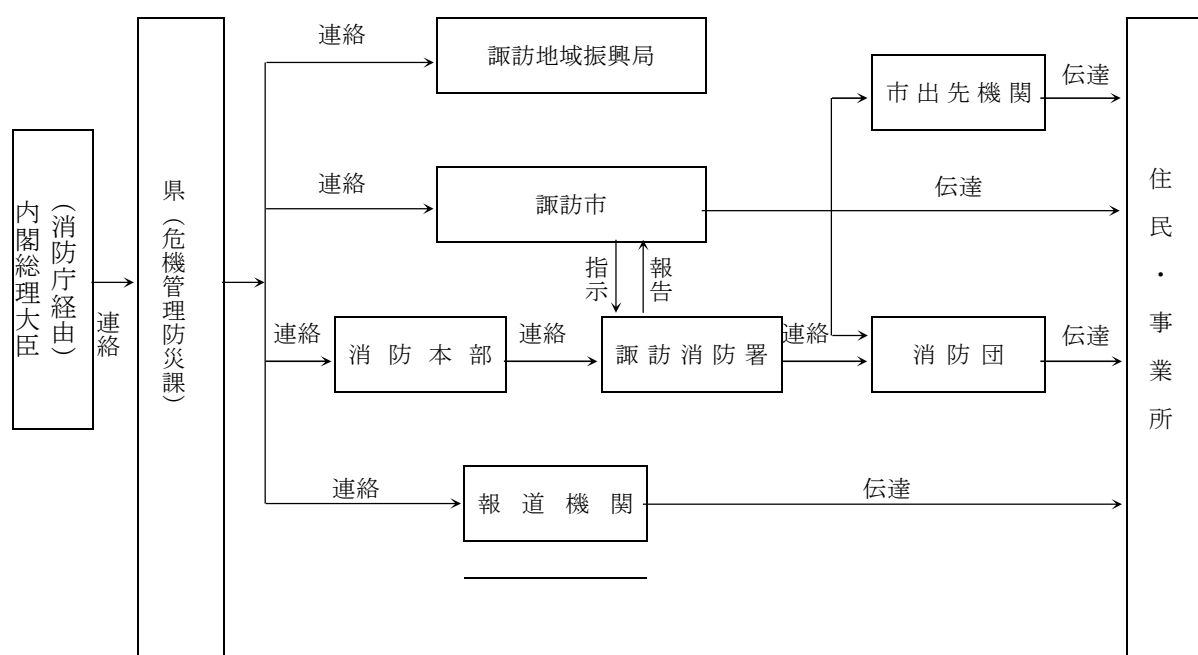
1 伝達系統

(1) 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

東海地震に関連する情報は、県よりFAXで伝達されるので、通常勤務時は、危機管理室で受理する。また、勤務時間外（土日、休日を含む。）においては、宿日直者を通じて危機管理室長へ連絡する。



(2) 警戒宣言

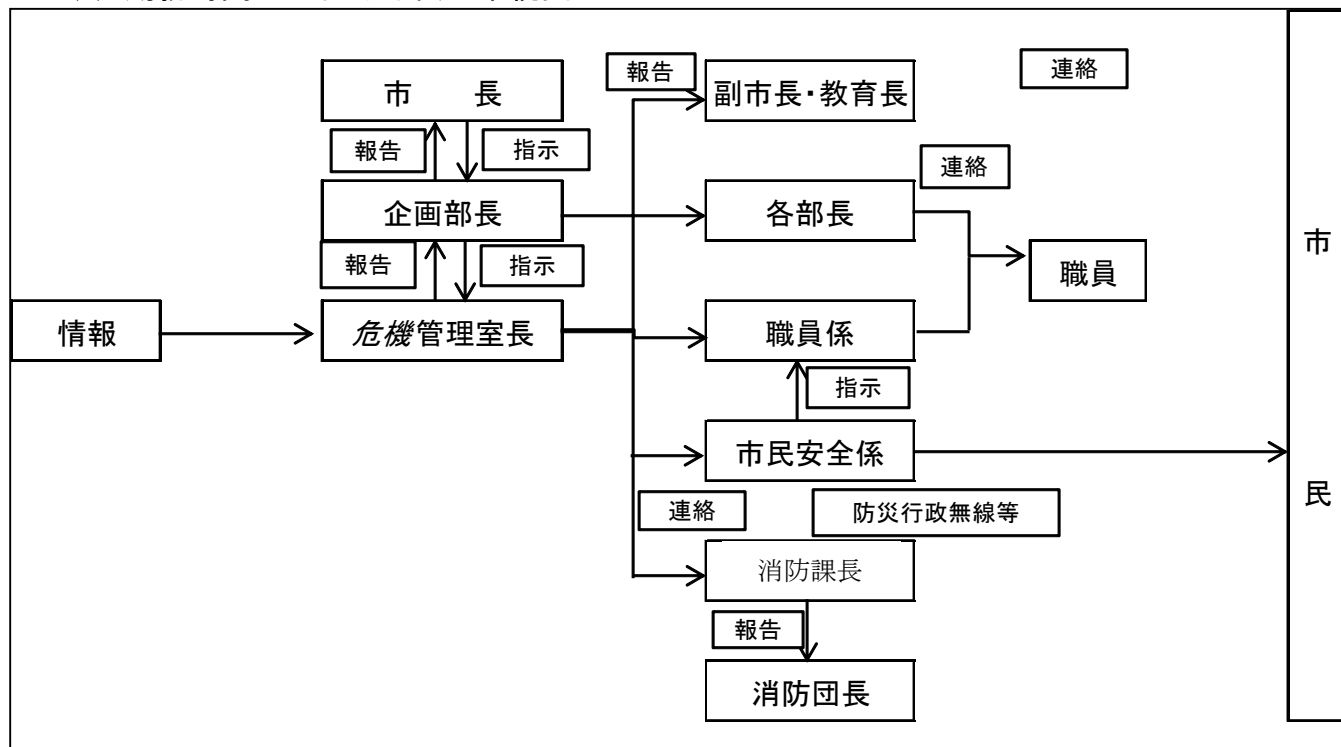


2 職員への伝達方法

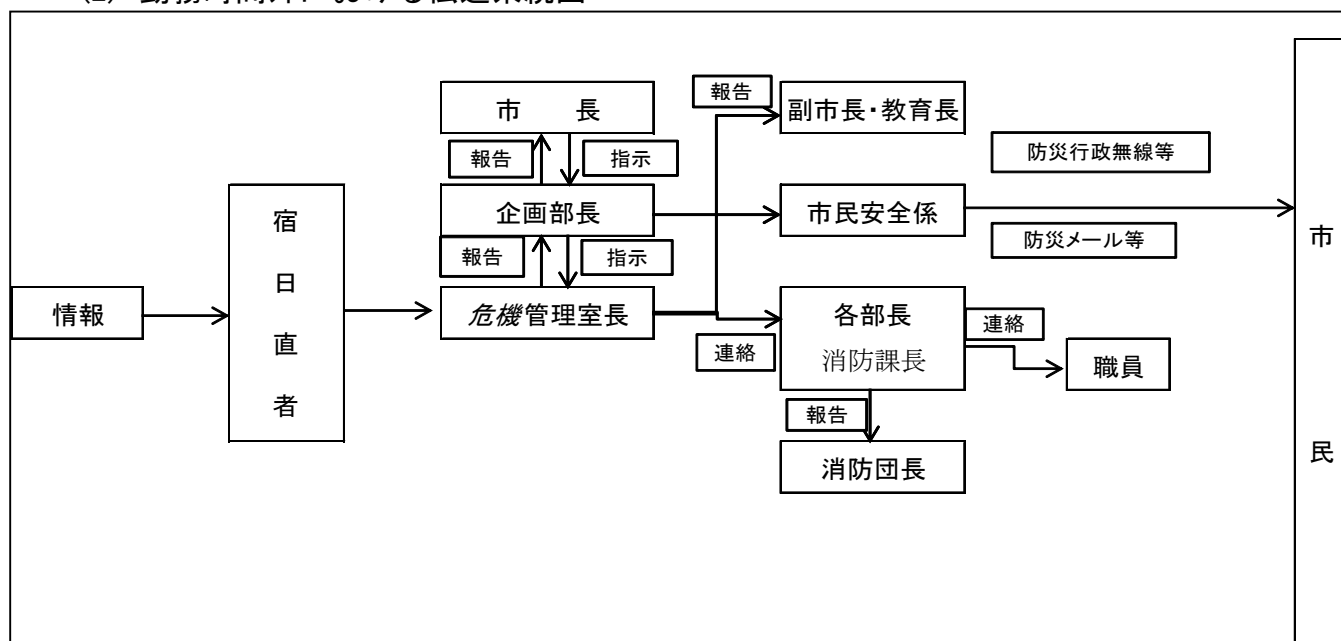
職員への伝達は、勤務時間内においては庁内放送、防災行政無線及び電話等により、勤務時間外においては、防災行政無線、防災メール及びあらかじめ定めた非常連絡網により電話等にて行う。

また、自ら管理する施設等に対しても速やかに防災行政無線及び電話等により伝達するが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達する。

(1) 勤務時間内における伝達系統図



(2) 勤務時間外における伝達系統図



3 住民等に対する伝達手段

市は、次の通信施設を活用して、住民等に対して正確な地震予知情報及び冷静な防災行動などの注意事項を伝達する。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 市防災行政無線、防災メール | (4) C A T V |
| (2) 広報車（消防車、パトロールカーを含む。） | (5) 地震防災信号 |
| (3) N T T 電話 | (6) その他 |

〈「東海地震に関連する情報」の発表基準等〉

情報名称	情報の発表基準
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発表された場合 （3 箇所以上の歪計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 （2 箇所の歪計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 （1 箇所の歪計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

※ 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなつたと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集・伝達

市は、県、防災関係機関と相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、市警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりとする。

- 1 病院の診療状況、救護医療班の出動体制
- 2 主要食料等の在庫状況
- 3 電話等の疎通状況、利用制限の状況
- 4 避難、救護の状況、観光客数、避難施設となる施設の運営状況
- 5 保育園、小中学校の保育、授業実施状況及び社会福祉施設の状況
- 6 列車、バスの運行状況、旅客の状況
- 7 飲用水確保体制の状況
- 8 金融機関の営業状況

- 9 高速道路等の交通規制の状況、車両通行状況
- 10 スーパー、小売店等の営業状況
- 11 その他必要とされる状況

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

第2 活動の内容

【市が実施する計画】

1 広報の内容

(1) 東海地震注意情報受理時の広報

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次の内容について広報を行う。

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 災害危険箇所及び避難対象地域の周知
- ウ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- エ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- オ その他の必要な事項

(2) 警戒宣言発令後の警戒本部設置時の広報

市は、警戒本部が設置された場合は、次の内容について広報を行う。

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等の内容
- イ 主な交通機関の運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報及び生活関連情報
- オ 事業者及び各家庭においてとるべき措置
- カ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- キ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- ク 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- ケ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- コ その他の必要な事項

2 広報手段

住民一人ひとりに情報が伝達されるように配慮するものとし、これに対応するため必要な事項をわかりやすくまとめ、防災行政無線、防災メール、諏訪市行政チャンネル、ホームページにより実施する。

また、要配慮者への広報については、自主防災組織を通じた情報伝達、聴覚障がい者へのFAXを活用した緊急通報、外国籍住民に対しては、ハザードマップ

等で周知する。

3 問い合わせ窓口

住民からの問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

【防災関係機関が実施する計画】

1 放送機関

臨時ニュース、特別番組により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

2 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

3 ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒体制及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

4 NTT東日本、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知する。

5 JR会社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

6 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

7 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知する。

8 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知する。

9 その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速かつ的確な措置を講ずる。その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導に当たっては、特に配慮し屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

また、避難指示の対象となる、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な地域については、必要最小限の車両避難を実施するなど避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

第2 活動の内容

1 避難対象地区の設定

【市が実施する計画】

- (1) 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

ア がけ地、山崩れ崩落危険地区

イ 崩壊危険のあるため池等の下流地区

ウ その他市長が危険と認める地域

警戒宣言が発令された場合の避難対象地区

	避難対象地区名	警戒宣言発令時の避難地
1	大和三	セイコーエプソン体育館
2	湯の脇一	セイコーエプソン体育館
3	湯の脇三	セイコーエプソン体育館
4	片羽町	城南小学校
5	本町1丁目	城南小学校
6	茶臼山	諏訪二葉高校
7	和泉町	諏訪二葉高校
8	柳町	諏訪二葉高校
9	北沢1	諏訪二葉高校
10	北沢2	諏訪二葉高校
11	桜ヶ丘	諏訪二葉高校
12	立石町	諏訪二葉高校
13	双葉ヶ丘	諏訪二葉高校
14	南澤	諏訪二葉高校
15	清水二丁目	諏訪中学校

1 6	清水三丁目	諏訪中学校
1 7	清水四丁目	諏訪中学校
1 8	赤羽根町	諏訪中学校
1 9	武津	諏訪中学校
2 0	細久保	諏訪中学校
2 1	桑原	四賀公民館・諏訪南中学校
2 2	神戸	四賀公民館・諏訪南中学校
2 3	神戸雇用促進住宅	四賀公民館・諏訪南中学校
2 4	大熊	湖南小学校
2 5	神宮寺	中洲小学校

(2) 避難対象地区の住民等に広報車、防災行政無線の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び避難指示の伝達方法等について十分な徹底を図る。

(3) 警戒宣言が発せられたとき、市長は避難対象地区に避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、市長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し次の指導を行う。

ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備

イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限

ウ 避難場所の点検及び収容準備

エ 収容者の安全管理

オ 負傷者の救護準備

カ 避難行動要支援者の避難救護

【住民が実施する計画】

住民は、平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等、地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は市の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難する。

2 車両による避難

【市が実施する計画】

(1) 市は諏訪警察署、県危機管理部と協議の上、あらかじめ避難対象地区のうち必要最小限の車両避難を認める地区について定めておく。

(2) 車両避難対象地区は、山間地等で避難場所までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地区の実態に応じて諏訪警察署と調整しておく。

(3) 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じてその都度必要な検討・見直しを行う。

(4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。

- (5) 災害時には直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合には、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は避難地における駐車に当たっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 要配慮者に対する支援措置

【市及び住民が実施する計画】

- (1) 警戒宣言発令時、避難対象地区以外の住民は自宅での待機等安全な場所で行動することを原則とするが、震災時に迅速な避難が困難な要配慮者で、希望する者については避難施設を準備する。
- (2) 市は、警戒宣言発令時には自主防災組織の協力を得て、迅速な避難支援を行う。

4 要配慮者利用施設における避難対策

【市が実施する計画】

市は避難対象地区内の要配慮者利用施設について、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

- (1) 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む。）
- (2) 避難行動要支援者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- (3) 「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

【要配慮者利用施設が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。

- (1) 夜間・休日を含めた連絡体制
- (2) 避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- (3) 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 滞留旅客への対応

【市が実施する計画】

滞留旅客の避難対策として、避難場所、避難誘導方法、食料・生活用品等の供給方法等について今後各事業者と十分調整する。

6 屋内避難

【市が実施する計画】

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、要配慮者在宅の者及び上記3(1)により避難を希望する要配慮者とその介護等に必要な付添者については屋内避難指針の基準を満たす避難施設を選定し、屋内避難の対象とする。なお、環境の変化に応じその

都度必要な見直しを行う。

- (2) 市長は選定した屋内避難施設を住民に周知する。
- (3) 市長は住民の協力を得て、屋内避難が可能な施設の収容力が屋内避難対象者に対して不足している場合は避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じる。

7 避難活動

【市が実施する計画】

- (1) 市は、避難状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容について状況を把握するとともに、県へ報告する。
- (2) 避難所の設置及び運営については次により行う。
 - ア 避難所での生活が円滑に行えるように、必要に応じて仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。
また、避難生活の維持に当たっては、自主防災組織の協力を得る。
 - イ 避難所で生活する者は、避難指示を受けた者、自主避難をした者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。
 - ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - エ 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで、又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - オ 避難所の運営は、自主防災組織等の協力を得て市が行う。
 - カ 避難所には、運営のため必要な市職員を派遣するとともに、必要により、安全確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し、市に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

資料編	・ 広域避難所
	・ 一次避難所

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

第1 基本方針

警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保し、市は住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。また、地震発生時の飲料水確保について、市は必要な措置を講じる。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

【市が実施する計画】

- (1) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に、緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあつせんを行う。
- (2) 平常時から緊急物資の在庫状況の把握と物資等の供給協定の締結を行う。
- (3) 県に対する緊急物資の調達又はあつせんの要請を行う。
- (4) 市は、避難対象地区以外において住民が食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。

また、この要請が可能となるよう市内における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。

- (5) 住民に対し、生活必需品の備蓄について周知する。
- (6) 東海地震応急対策活動要領に基づき、県が広域物資拠点の開設準備を行うのに合わせ、市においてもあらかじめ定めた物資拠点において受入れ準備を行う。

【住民が実施する計画】

- (1) 住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から食料等生活必需品の備蓄に努める。
- (2) 住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動する。

2 飲料水の確保計画

【市が実施する計画】

- (1) 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備を行う。
- (5) 東海地震応急対策活動要領に基づき、県が広域物資拠点の開設準備を行うの

に合わせ、市においてもあらかじめ定めた物資拠点において受入れ準備を行う。

【住民が実施する計画】

住民は、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連絡を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるとともに、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、救護所を避難地に設置する。

【市が実施する計画】

- (1) 諏訪市医師会等に対して救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材を配備し、受入れ態勢を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

【防災関係機関が実施する計画】

(1) 日本赤十字社（長野県支部）

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

(2) 諏訪市医師会

市から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

(3) 災害拠点病院（諏訪赤十字病院）

災害に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

(4) 諏訪市薬剤師会

市から要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

2 保健衛生体制の確立

市は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は自己完結の努力をする。

【市が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について資機材を準備する。

【住民が実施する計画】

住民は、し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備し、可能な限り自己完結する。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられたときの対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と綿密な連携をとり、児童生徒及び幼児（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講じる。

なお、学校等においては、地域の特性や学校等の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設及び保育園避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施する。

第2 活動の内容

【市が実施する計画】

学校等は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発令された場合、授業、保育又は学校、保育園行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間、又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校又は休園とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しない。

なお、遠距離通学、通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の安全確保対策をとる。

1 児童生徒の安全対策

- (1) 児童生徒の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率しての集団下校や、直接保護者への引渡しを行う。
- (2) 児童生徒については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせの上、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護に当たっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、市警戒本部又は市教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保については、市警戒本部又は市教育委員会と協議の上、対策を講じる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発令された場合に備え、児童生徒及び保護者に対し、次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

ウ 交通機関利用者については、その場の指導者（乗務員等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 その他の安全対策

社会教育、社会保育等の活動中に警戒宣言が発令された場合、主催者又は指導者は上記児童生徒等の安全対策に準じ保護活動を行う。

第9節 障がい者・高齢者等の保護活動計画

第1 基本方針

災害発生時において、高齢者・障害者など要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、社会福祉施設等の関係機関や、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全確保を最優先とした対策を実施する。

第2 活動の内容

警戒宣言が発令された場合、避難を希望する在宅の要配慮者については、緊急通報装置や警報装置等により情報提供を行い、関係機関、地域住民、ボランティア団体等と支援協力体制の確立のもと、避難する。

社会福祉施設等においては、施設利用者の様態に応じたきめ細かな予防対策を講じる。

【市が実施する計画】

在宅者の安全対策

- 1 要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や警戒装置の整備を推進する。
- 2 関係機関（保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童福祉委員等）、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、避難誘導、情報提供、救護等地域ぐるみの支援協力体制を確立する。
- 3 要配慮者の対応能力を高めるための、防災教育や防災訓練等を行う。

【社会福祉施設等が実施する計画】

社会福祉施設等の安全対策

- 1 施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等を行う。
- 2 施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品、その他生活必需品の備蓄を行う。
- 3 自主防災組織を整備して、緊急連絡体制、非常招集体制等を確立する。
- 4 警戒宣言が発令された場合、とるべき行動等について理解と関心を深めるため、職員や施設利用者を含めた防災知識の習得や防災訓練を実施する。

第10節 消防・救急救助等対策

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市は地域防災計画及び消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防対策活動を実施する。また、市は東海地震応急対策要領に基づく、広域的な応援の受入れ準備を進める。

第2 活動の内容

【市が実施する計画】

- 1 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- 2 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- 3 火災発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。
- 4 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- 5 市は消防団とともに、自主防災組織の協力を得て、消防団屯所、公民館等に配置した資機材等の確認を行う。
- 6 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。

【消防機関が実施する計画】

- 1 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- 2 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- 3 資機材及び救急資機材を確保する。
- 4 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- 5 出火防止、初期消火等の広報を行う。
- 6 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。
- 7 応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。

第11節 警備対策

第1 基本方針

諏訪警察署は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。

第2 活動の内容

1 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

2 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

3 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地、重要施設等のパトロール強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪、事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。

4 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第12節 防災関係機関の講ずる措置

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第2 活動の内容

1 電力会社（中部電力(株)）

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信（東日本電信電話(株)長野支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ長野支店・KDDI(株)長野支店）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言版等の安否確認に必要な措置を行う。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。

3 ガス（諏訪ガス(株)）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

(5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止する。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

(2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講じる。

(3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 日本郵便㈱

(1) 日本郵便は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。

(3) 日本郵便㈱は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。

(4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。

(5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第13節 売り惜しみ・買い占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置を講じる。

第2 活動の内容

【市が実施する計画】

- 1 売り惜しみ・買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向についての調査、監視を行う。
- 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 3 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- 4 売り惜しみ・買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 5 市内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
- 6 住民に対して、集団心理的パニックを防ぐため、冷静な消費行動に努めるよう呼びかける。

【住民が実施する計画】

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第14節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言発令時における交通対策は、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送道路を確保するため、次に定めるところにより実施する。また、鉄道の運行停止等に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。

なお、市は警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

【市が実施する計画】

- (1) 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。
- (2) 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

【中日本高速道路(株)が実施する計画】

防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施する。

2 鉄道に関する事項

【市が実施する計画】

東日本旅客鉄道(株)及び関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、列車内又は駅構内の旅客に対する避難場所の設置、食事の提供等の対応について東日本旅客鉄道(株)と協議する。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

東日本旅客鉄道(株)が実施する計画は、次のとおりである。

(1) 東海地震注意情報発表時の対応

ア 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止を求める。

なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内する。

イ 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行う。

(ア) 強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。

(イ) 強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車(夜行寝台列車等)は、原則として強化地域内への入り込みを規制する。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

- （ウ） 強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施する。

（2）警戒宣言発令時の対応

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表する。
- イ 駅施設内の旅客及び停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内に残留させる。ただし、列車の停車が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難地へ旅客を避難させる。また、旅客に対し必要に応じ食事のあっせんを行う。
- ウ 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行う。
 - （ア） 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
 - （イ） 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させる。
 - （ウ） 強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行う。

3 バスに関する事項

【アルピコ交通、ＪＲバス関東(株)、

諏訪地区タクシー事業協同組合が実施する計画】

- （1） 主要ターミナル、営業所及び社内等の旅客に対し、掲示板、放送等により情報を伝達する。
- （2） 警戒宣言の情報を入手した時は、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難地を指示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

第15節 緊急輸送

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、警戒本部が必要な調整を行う。

なお、発災後の緊急輸送に備えて、市は輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えその応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資等の輸送範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他、警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

第3 緊急輸送ルート

県は、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ震災対策緊急輸送道路を指定している。

市内における震災対策緊急輸送道路は資料編 緊急輸送道路及び緊急交通路接続道路のとおりである。

第4 緊急輸送車両等の確保

- (1) 市は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を実施するため、あらかじめ警戒宣言時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、緊急輸送車両及び物資輸送拠点の確保を図る。
- (2) 市は、必要に応じて、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

第16節 他機関に対する応援要請

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策において諏訪市地震災害警戒本部長が必要と認めた場合、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき以下により他の市町村等に対して応援要請をする。

第2 活動の内容

1 応急要請締結状況

種 別	協 定	締 結 先
相互応援 (13)	諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定	諏訪地域広域市町村圏 6 市
	長野県市町村災害時相互応援協定	県下 77 市町村
	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	義士親善友好都市 26 区市町
	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定	甲州街道サミット参加 12 市
	災害時相互応援に関する協定	大阪府富田林市
	災害時相互応援に関する協定	東京都台東区
	災害時相互応援に関する協定	神奈川県秦野市・静岡県伊東市・長崎県壱岐市
	災害時相互応援に関する協定	静岡県富士宮市
	災害時相互応援に関する協定	東京都日野市
	災害時相互応援に関する協定	宮城県石巻市
	長野県消防相互応援協定	長野県内の消防本部
	災害時相互応援に関する協定	国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所
	災害時の情報共有に関する協定	国土交通省関東地方整備局
医療救護 (4)	災害時の医療救護活動に関する協定	諏訪市医師会
	災害時の医療救護活動に関する協定	諏訪市薬剤師会
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	諏訪市歯科医師会
	災害用応急衛生資機材の保管等に関する協定	(株) ハトヤ
応急生活物資 (11)	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	諏訪湖農業協同組合
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合 コープながの

応急生活物資	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株) エス・エス・ブイ
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株) アップルランド
	災害時における救援物資提供に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング(株)
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	三印株式会社
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社大永
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合 長野県石油商業組合諏訪支部
	災害時における応急生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定	興亜化成(株) HARIO(株)
	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター
	災害時における物資供給に関する協定	(株)綿半ホームエイド
応急措置 (8)	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	長野LP協会諏訪支部 (一社) 長野県LPガス協会
	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人中部電気保安協会 会長野支店
	災害時における応急措置に関する協定	諏訪市建設業協会
	災害時における下水道施設の応急措置に関する協定	諏訪市下水道指定工事店協会
	災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定	諏訪市水道温泉事業協同組合
	災害時における応急措置に関する協定	諏訪市サンリッツロード 商工連合会
	災害時における応援協力に関する協定	諏訪生コン協同組合
	災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定	中部電力(株)電力ネットワーク カンパニー
緊急輸送 (2)	災害等発生時における遺体搬送に関する協定	(一社) 全国霊柩自動車協会 公益社団法人長野県トラック 協会霊柩部会
	災害時における緊急・救援輸送に関する協定	諏訪トラック協同組合
情報収集 (2)	災害時におけるタクシーによる協力に関する協定	タクシー協会諏訪地区会

	災害時等における無人航空機による協力に関する協定	諏訪広域ドローン協力会
緊急放送	諏訪市とエルシーバイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定	エルシーバイ株式会社
危険度判定	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	（社）長野県建築士会諏訪支部
帰宅困難者	大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社長野支社
資機材レンタル	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	日本建設機械レンタル協会長野支部
救助犬	災害時における災害救助犬出動に関する協定	救助犬訓練士協会
その他 （４）	災害時における諏訪市及び諏訪市内郵便局の協力に関する協定	諏訪郵便局
	水道施設災害等相互応援要綱	長野県水道協議会
	防災・減災に関する応援協定	公益財団法人 日本財団
	諏訪市と諏訪防災ネットワークの防災に関する連携協定書	諏訪防災ネットワーク
覚 書 （２）	災害用備蓄医薬品の保管に関する覚書	諏訪赤十字病院
	災害時におけるサンリッツロード商店街の利用者、観光客及び就労者等の帰宅困難者に対する建築物の一時使用に関する覚書	ルートインジャパン(株)
避難所 （９）	災害時における協力に関する協定	信州諏訪農業協同組合
	災害時における協力に関する協定	諏訪湖温泉旅館組合
	災害時における協力に関する協定	株式会社おぎのやドライブイン諏訪インター店
	災害時における協力に関する協定	湖泉荘
	災害時における協力に関する協定	ルートインジャパン(株)
	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	長野県諏訪清陵高等学校
	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	長野県諏訪二葉高等学校
	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	長野県諏訪実業高等学校
	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	長野県福祉大学校

資料編	・ 義士親善友好都市26区市町との「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」 ・ 甲州街道サミット参加12市との「大規模災害発生時等における相互応援に関する協定」 ・ 大阪府富田林市との「災害時相互応援協定」 ・ 東京都台東区との「諏訪市及び台東区との災害時相互応援協定」 ・ 神奈川県秦野市、静岡県伊東市、長崎県壱岐市との「災害時における相互応援に関する協定」 ・ 静岡県富士宮市との「災害時相互応援協定」 ・ 東京都日野市との「災害時相互応援協定」 ・ 宮城県石巻市との「諏訪市・石巻市災害時相互応援協定」 ・ 国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所との「大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定」 ・ 諏訪湖農業協同組合との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 ・ 生活協同組合コープながのとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 ・ (株)エス・エス・ブイとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 ・ (株)アップルランドとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 ・ 北陸コカ・コーラボトリング(株)との「災害時における救援物資提供に関する協定」 ・ 長野LP協会諏訪支部との「災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書」 ・ 中部電気保安協会との「災害時における電気の保安に関する協定」 ・ 三印(株)との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 ・ (株)大永との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 ・ (株)カインズとの「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」 ・ 長野県石油商業組合諏訪支部との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」 ・ 興亜化成(株)、HARIO(株)との「災害時における応急生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定」 ・ NPO法人コメリ災害対策センターとの「災害時における物資供給に関する協定」 ・ (株)綿半ホームエイドとの「災害時における物資供給に関する協定」 ・ 諏訪市建設業協会との「災害時における応急措置に関する協定」 ・ 諏訪市下水道指定工事店協会との「災害時における下水道施設の応急措置に関する協定」 ・ 諏訪市水道温泉事業協同組合との「災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定」 ・ 諏訪市サンリッツロード商工連合会との「災害時における応急措置
-----	--

に関する協定」

- ・ 諏訪生コン協同組合との「災害時における応援協力に関する協定」
- ・ 諏訪建設労働組合との「災害時における応急対策業務に関する協定」
- ・ 中部電力(株)電力ネットワークカンパニーとの「災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定」
- ・ (一社)日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における資機材レンタルの協力に関する協定」
- ・ (一社)全国霊柩自動車協会、公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会との「災害等発生時における遺体搬送に関する協定」
- ・ NPO法人救助犬訓練士協会との「災害時における災害救助犬出動に関する協定」
- ・ 諏訪トラック協同組合との「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」
- ・ タクシー協会諏訪地区会との「災害時におけるタクシーによる協力に関する協定」
- ・ 諏訪広域ドローン協力会との「災害時における無人航空機による協力に関する協定」
- ・ 有限会社早川実業との「災害時における倒木の除去等に関する協定」
- ・ ヤフー株式会社との「災害に係る情報発信等に関する協定」
- ・ 第一精密工業協同組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ ゼンリン株式会社との「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」
- ・ 長野県弁護士会との「災害時における相談業務に関する協定」
- ・ 諏訪防災ネットワークとの「諏訪市と諏訪防災ネットワークの防災に関する連携協定書」
- ・ エルシーブイ(株)との「諏訪市とエルシーブイ(株)との災害緊急放送に関する相互協定」
- ・ (社)長野県建築士会諏訪支部との「災害時における応急危険度判定の協力に関する協定」
- ・ 東日本旅客鉄道(株)長野支社との「大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定」
- ・ 諏訪郵便局との「災害時における諏訪市及び諏訪市内郵便局の協力に関する協定」
- ・ 諏訪赤十字病院との「災害用備蓄医薬品の保管に関する覚書」
- ・ ルートインジャパン(株)との「災害時における協力に関する協定」及び「災害時におけるサンリッツロード商店街の利用者、観光客及び就労者等の帰宅困難者に対する建築物の一部使用に関する覚書」
- ・ 諏訪湖温泉旅館組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ 信州諏訪農業協同組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ (株)おぎのやドライブインとの「災害時における協力に関する協定」
- ・ 湖泉荘との「災害時における協力に関する協定」
- ・ 長野県諏訪清陵高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」

- ・ 長野県諏訪二葉高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県諏訪実業高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県福祉大学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」

第3 協定等に基づく応援要請等の準備

市は災害が発生し、他の市町村等から協定等に基づく応援を受入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努める。

第4 自衛隊への派遣要請

市長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- 1 派遣を要請する事由
- 2 派遣を要請する期間
- 3 派遣を希望する区域
- 4 その他参考になるべき事項

第5 その他への応援要請

その他、市長は必要に応じて関係機関に応援要請する。

第17節 市が管理又は運営する施設に関する対策

第1 基本方針

地震発生時の被害の軽減と地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、市が管理し、又は運営する施設及び事業に関する警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれの施設管理者等が定める。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策の確認又は準備活動を含め、必要な措置を実施する。

第2 道路

緊急点検及び巡視の実施

東海地震注意情報が発せられた場合、直ちに所管する道路のうち特に危険箇所を主体的に点検及び巡視を実施し、状況把握と必要に応じ防災応急措置を講じるとともに、工事中の場合は工事の中断等の措置をとる。また、市所管以外の道路についても併せて巡視し、必要により当該道路管理者に連絡する。

第3 河川

緊急点検及び巡視の実施

東海地震注意情報が発せられた場合、直ちに所管する河川施設の点検及び巡視を実施し、状況把握と必要に応じ防災応急措置を講じるとともに、工事中の場合は工事の中断等の措置をとる。

また、市所管以外の河川についても併せて巡視し、必要により当該河川管理者に連絡する。

第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

1 各施設に共通する事項

- (1) 警戒宣言、地震予知情報等の入場者等への伝達
 - ア 地震防災応急対策の実施要員、実施体制の確立
 - イ 地震予知情報等、地震防災応急対策の内容等の施設利用者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - 施設利用者等の混乱防止のための広報、避難誘導等安全確保の措置
- (3) 施設の防火点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止措置
 - ア 施設及び設備の点検、備品等の転倒及び落下防止等安全措置
 - イ 備蓄物資、資機材等の確認点検
 - ウ 工事中、建築中の工事中止等危険が予想される事業に対する措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (7) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータシステムなどの重要資

機材の点検等の体制

2 個別事項

- (1) 学校等にあつては、保護を必要とする児童・生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置

保護者等への引渡し措置

地震予知に関する情報等	避難対象地区内	避難対象地区外
東海地震注意情報	保護者等への引渡し開始	保護者等への引渡し開始
警戒宣言発令	施設を閉鎖し引渡しできない生徒等を指定避難地へ誘導（避難先で可能な限り引渡し実施）	施設の安全措置をし校庭等の安全な空地で待機（引き続き引渡し実施）

- (2) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

第5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- 1 警戒本部が置かれる庁舎の管理者は、第4の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第18節 事業所等における地震防災応急対策計画

第1 基本方針

あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で、政令で定めるもの。）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という。）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置を講じる。

なお、一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておく。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行う。

第2 活動の内容

1 事業所等が実施する計画

(1) 施設内の防災体制の確立

ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。

イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講じる。

ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

ア 火気使用を自粛する。

イ 落下物による被害等防災上の点検を行い、必要があれば応急修理を実施する。

ウ 消火器等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急計画に基づいて直ちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行う。

2 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発令された時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上で、相互協力し時差退社させる。ただし、帰宅に当たっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等については適切な措置を講じておく。

第19節 大規模な地震に係る防災訓練計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

第2 訓練の内容

- 1 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 2 防災訓練は、警戒宣言前の準備体制、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。
- 3 市は、自主防災組織の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 警戒宣言等情報伝達訓練
 - (4) その他必要な訓練
- 5 市は、学校、保育園、社会福祉施設、その他市が管理する施設の防災訓練について、必要に応じて指導・助言するとともに、相互に連携した訓練を実施する。

第20節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 基本方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第2 活動の内容

【市が実施する計画】

1 市職員に対する教育

- (1) 地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、各施設ごと行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

ア 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 予想される地震に関する情報

ウ 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 職員等が果たすべき役割

オ 地震防災対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実情に応じて、地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせ、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

(1) 教職員等への教育

市は、児童、生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員に対して研修会等の機会を通じて地震防災教育を実施する。

(2) 学校等が行う地震防災教育に対する助言等

市は、学校が行う児童、生徒等に対する地震防災教育、訓練等に関し、必要な指導及び助言を行う。

(3) 防災上必要な施設管理者等に対する知識

市は、防災上重要な施設の管理者に対し、職員に対する教育に準じた指導を行うとともに、パンフレットの配布等により地震防災知識の普及を積極的に行う。

【市及び警察署が実施する計画】

1 自動車運転者に対する教育

市及び警察署は、広報誌等を通じ、また、交通安全協会等関係組織の協力を得て、警戒宣言が発せられた場合に運転者がとるべき行動等についての教育を継続的に行う。

教育、広報の内容はおおむね次の事項について行う。

(1) 警戒宣言及び地震予知情報の知識

(2) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容

(3) 警戒宣言が発せられた場合及び地震発生時に運転者のとるべき措置

第6章 南海トラフ地震に関する事前対策活動

第1節 総 則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規定により、諏訪市が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されたことを受け、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

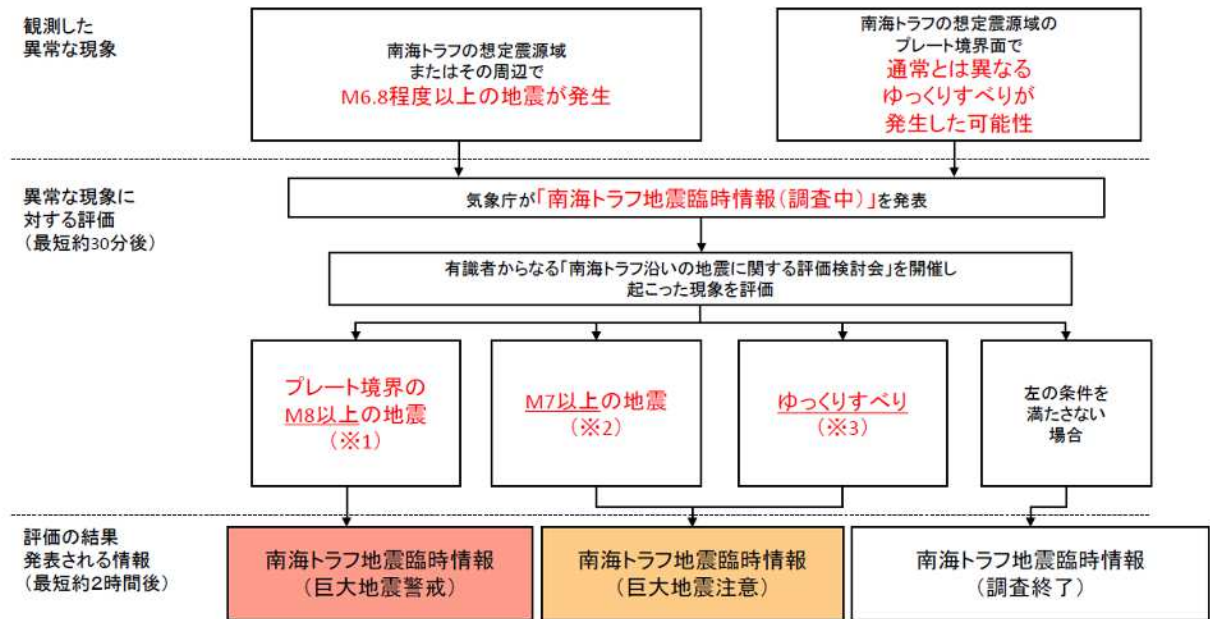
本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他の防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震臨時情報の種類

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。

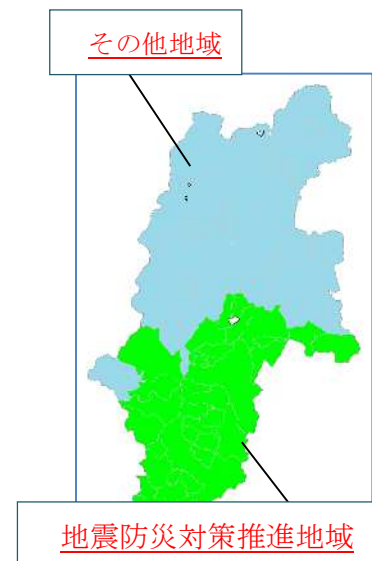
2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



第4 推進地域

長野県における推進地域は、次のとおり指定されている。

岡谷市、飯田市、**諏訪市**、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

1 配備基準

市長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制をとる。

情報名	活動体制	配備体制	配備要員	業 務 内 容
南海トラフ地震 臨時情報 <u>（調査中）</u>	警戒体制	第2次配備	企画部本部室 総務部総務班 土木対策部 土木庶務班 経済対策部 農政班 防災対策部 文教対策部 福祉対策部 係長以上の 職員他	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び関係機関との連絡 ○危険箇所の状況確認 ○諏訪市災害警戒本部への移行準備
南海トラフ地震 臨時情報 <u>（巨大地震注意）</u> （※ ₁ ）	災害対策 体制	第4次配備	全職員	○諏訪市災害警戒本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集、伝達及び防災対策の広報 ○後発地震に対して注意する措置の実施 ○諏訪市災害対策本部への移行準備
南海トラフ地震 臨時情報 <u>（巨大地震警戒）</u> （※ ₂ ）	災害対策 体制	第4次配備	全職員	○諏訪市災害対策本部の設置 ○第4次配備（全職員参集） ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集、伝達及び防災対策の広報 ○後発地震に対して注意する措置の実施

※₁ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※₂ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

2 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参加する。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除する。

第2 参集場所

配備職員は、市役所庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従う。

第3 災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、諏訪市災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、諏訪市災害警戒本部を設置する。

1 対策本部の構成

対策本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	企画部長、総務部長、議会事務局長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、水道局長、消防課長、教育次長、会計管理者 その他本部長が必要と定めた者
対策本部員	室長：危機管理室長 副室長：企画政策課長、財政課長、地域戦略・男女共同参画課長 危機管理室、企画政策課、財政課、地域戦略・男女共同参画課、秘書広報課の職員

2 組織及び事務分掌

対策本部の組織は、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」別表1及び別表2を準用する。

第4 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定める。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意する。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものし、その組織内容等必要な事項を定める。

3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意する。

また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定める。

資料編	・ 諏訪市地震災害警戒本部条例
------------	------------------------

3 節 情報の収集伝達計画

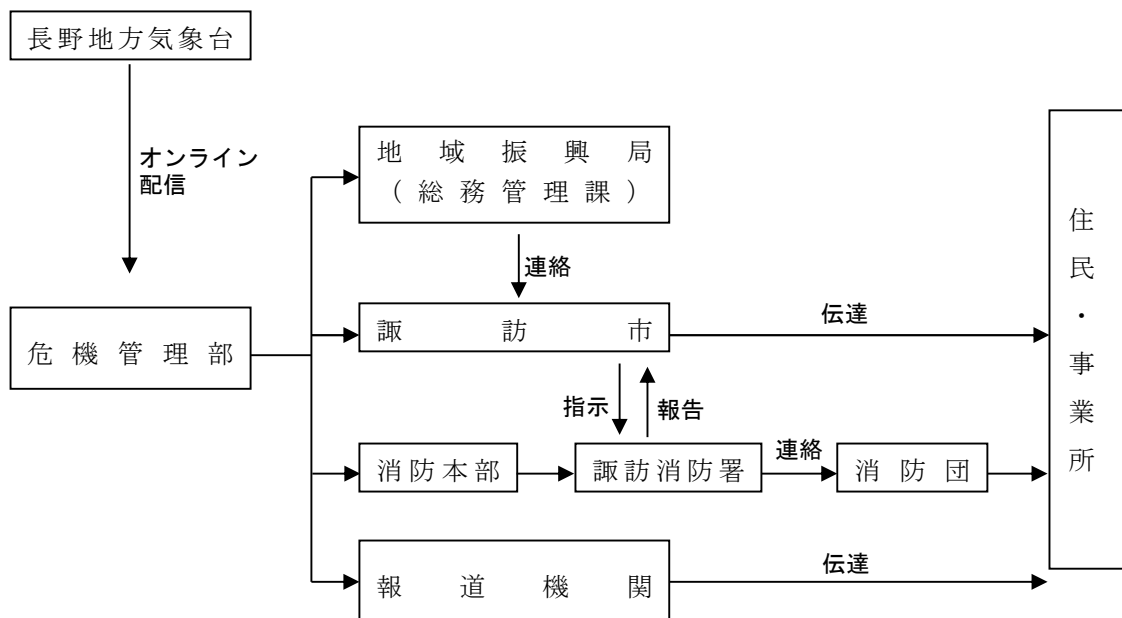
第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行う

1 伝達系統

（1）南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震に関連する情報は、県より県防災行政無線当で伝達されるので、通常勤務時は、危機管理室で受信する。また、勤務時間外（土日、休日を含む。）においては、宿日直者を通じて危機管理室長に連絡する。



2 職員への伝達方法

職員への伝達は、勤務時間内においては庁内放送、防災行政無線及び電話等により、勤務時間外においては、防災行政無線、防災メール及びあらかじめ定めた非常連絡網により電話等にて行う。

また、自らが管理する施設等に対しても速やかに防災行政無線及び電話等により伝達するが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ東日本電信電話株式会社に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達する。

3 住民等に対する伝達手段

市は、次の通信施設を活用して、住民等に対して正確な南海トラフ地震臨時情報及び冷静な防災行動などの注意事項を伝達する。

- （１）諏訪市防災行政無線、防災メール
- （２）広報車（消防車、パトロールカーを含む。）
- （３）ＮＴＴ電話
- （４）ＣＡＴＶ
- （５）その他

第２ 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

市防災関係機関と、相互に連絡をとり、南海トラフ臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に諏訪市災害警戒・対策本部等に集約する措置をとる。

なお、諏訪市災害警戒・対策本部が収集する主な情報は、次のとおりとする。

- 1 公共施設の被害状況（施設管理者）
- 2 電話等の疎通状況、利用制限の状況（日本電信電話株式会社 長野支店災害対策室）
- 3 金機関の営業状況
- 4 高速道路等の交通規制の状況、車両通行状況
- 5 列車、バスの運行状況、利用制限の状況
- 6 観光客数

第４節 広報計画

第１ 基本方針

市や防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施する。

第２ 活動の内容

1 【市が実施する計画】

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次の内容について広報を行う。

- （１）広報の内容
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
 - （ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容
 - （イ）住民等に密接に関係のある事項
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等
 - （ア）南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容

- (イ) 交通に関する情報
- (ウ) ライフラインに関する情報
- (エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等
- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
- (イ) 交通に関する情報
- (ウ) ライフラインに関する情報
- (エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

(2) 広報手段

住民一人ひとりに情報が伝わるように配慮するものとし、これに対応するため必要な事項をわかりやすくまとめ、防災行政無線、防災メール諏訪市行政チャンネル、ホームページにより実施する。

また、要配慮者への広報については、自主防災組織を通じた情報伝達、視覚障がい者へのFAXを活用した緊急通報、外国籍住民に対しては、ハザードマップ等で周知する。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 市から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

市は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

2 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により市等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報する。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施する。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いも想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速かつ的確な措置を講じる。その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導に当たっては、特に配慮し屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

後発地震発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、土砂災害や火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険を及ぼすような場合には、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

市は、地震に伴う土砂災害の発生に備え、住民に対し、自らの命は自らが守るための避難行動が行えるよう平時から突発地震に備えた対策を促す。

また、特に、相対的に土砂災害が発生する可能性の高い土砂災害警戒区域については、住民と意見交換を行うとともに、要配慮者利用施設の施設管理者に対して避難確保計画等への記載を求めるなど、具体的な防災対応の検討を促す。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

市は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促す。

第3 避難先の確保

1 避難所の受入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、市は、あらかじめ避難者数を想定しておく。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておく。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、諏訪市地域防災計画において整理されている広域避難所（指定避難所）を参考に検討する。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。
- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。
 - ア 施設名、住所、面積、収容人数
 - イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
 - ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
 - エ 非構造部材の落下防止対策の有無
 - オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か
 - カ 学校の状況（授業継続または休校）
 - キ 周辺の避難場所からの移動距離
 - ク 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

市は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行う。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意する。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。
- (3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊など

あらゆる手段の検討を行う。

- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。

なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、市は住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

第7節 住民の防災対応

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市町村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。

第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施する。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- 1 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図る。
- 2 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。
- 3 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとる。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒する。

第8節 企業等の防災対応

第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取りべき防災対応について、以下の手順に従って検討する。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握する。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認する。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討する。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取りべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施する。
- (2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定する。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握する。

4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

- (1) 必要な事業を継続するための措置
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被

害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

ア 安否確認手段の確認

イ 什器の固定・落下防止対策の確認

ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認

エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討する。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討する。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

ア 荷物の平積み措置

イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化

ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備

エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し

オ ヘルメットの携行の徹底

カ 定期的な重要データのバックアップ

キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施する。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておく。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。

この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関のとりべき措置

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。

第2 活動の内容

1 消防機関等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施する。

2 警備対策

諏訪警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

市は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備する。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備する。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備する。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施する。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施する。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即応した体制の整備を図る。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意する。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施する。

5 交通

(1) 道路

ア 諏訪警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。

イ 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。なお、

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供する。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

市は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

- ・ 入場者等への情報伝達
- ・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 水、食料等の備蓄
- ・ 消防設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 保育園、小・中学校等

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

イ 上下水道施設

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

（3）工事中の公共施設、建築物、その他

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

- （4）防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、市、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用する。

第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知する。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておく。

第3 滞留旅客等に対する措置

1 【市が実施する計画】

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

2 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき期間においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずる。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

第1 基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないように、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、市は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

(1) 【市が実施する計画】

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は前記(1)に準じた内容として実施するものとする。

2 住民等に対する防災上の教育

【市が実施する計画】

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、その内容は次のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行う。

ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。

ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意する。